

2026年2月

お客さま各位

証券総合サービス約款集の一部改定のご案内

きらぼしライフデザイン証券株式会社

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。さて、早速ではございますが、法令諸規則の改正およびサービスの変更に伴い、2026年2月9日（月）より「証券総合サービス約款集」を改定いたしますのでご案内申し上げます。

新	旧
(2026年2月9日改定)	
第15章 オンラインサービス約款 第2節 本サービスの利用 第4条（本サービスの利用手続き） (3) 「 <u>パスワード等（ログインID、ログインパスワード、取引パスワード、ワンタイムパスワードおよびパスキー）</u> 」は、お客さまご自身の責任において厳重に管理し、これらの使用はお客さまご本人のみとし、共同の利用および第三者への貸与または譲渡をすることはできません。	第15章 オンラインサービス約款 第2節 本サービスの利用 第4条（本サービスの利用手続き） (3) <u>ログインID およびログインパスワードならびに取引パスワード（（仮）パスワードおよびその後に変更されたパスワードを含みます。また、ワンタイムパスワードをご利用のお客さまは、ワンタイムパスワードを含みます。以下、「パスワード等」といいます。）</u> は、お客さまご自身の責任において厳重に管理し、これらの使用はお客さまご本人のみとし、共同の利用および第三者への貸与または譲渡をすることはできません。
(2026年1月16日改定)	
第1章 総合取引約款 第1節 総合取引 第1条（約款の趣旨） この約款は、有価証券の保護預り取引、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済口座取引、特定口座取引、累積投資取引、国内外貨建債券取引、外国証券取引、および <u>投資運用業者</u> がお客さまと締結した投資一任契約に基づく投資を行うための取引（以下「投資	第1章 総合取引約款 第1節 総合取引 第1条（約款の趣旨） この約款は、有価証券の保護預り取引、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済口座取引、特定口座取引、累積投資取引、国内外貨建債券取引、外国証券取引、および <u>株式会社ウエルス・スクエア</u> （以下「ウエルス・スクエア」といいます。）がお客さまと締結した投資一

<p>一任」といいます。) またはそれらを組み合わせた取引等 (以下「総合取引」といいます。) について、お客さまときらぼしライフデザイン証券株式会社 (以下「当社」いいます。) との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>第 2 条 (総合取引の利用) (略)</p> <p>(1) ⑮の取引については、お客さまが当社を通じて<u>投資運用業者</u>との投資一任契約の締結を申込み、その手続きが完了すると、<u>必要に応じて投資一任取引口座</u>が開設され、<u>投資運用業者</u>がお客さまに変わり当該取引を行います。</p>	<p>任契約に基づく投資を行うための取引 (以下「投資一任」といいます。) またはそれらを組み合わせた取引等 (以下「総合取引」といいます。) について、お客さまときらぼしライフデザイン証券株式会社 (以下「当社」いいます。) との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>第 2 条 (総合取引の利用) (略)</p> <p>(1) ⑮の取引については、お客さまが当社を通じて<u>ウエルス・スクエア</u>との投資一任契約の締結を申込み、その手続きが完了すると、<u>投資一任取引口座</u>が開設され、<u>ウエルス・スクエア</u>がお客さまに変わり当該取引を行います。</p>
<p>第 16 章 投資一任取引約款 第 1 条 (約款の趣旨)</p> <p>(1) この約款は、お客さまが当社を通じて行う<u>投資一任取引</u>にかかる権利義務を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>第 2 条 (投資一任契約締結の代理または媒介)</p> <p>当社は<u>投資運用業者</u>との契約に基づき、<u>投資運用業者</u>の代理人または媒介人としてお客さまと投資一任契約の締結の代理または媒介をいたします。なお、当社は投資一任取引を行いません。</p> <p>第 3 条 (投資一任契約の申込み)</p> <p>お客さまは当社を通じて、<u>投資運用業者</u>との投資一任契約の締結の申込みを行います。</p> <p>第 4 条 (投資一任口座の開設)</p>	<p>第 16 章 投資一任取引約款 第 1 条 (約款の趣旨)</p> <p>(1) この約款は、お客さまが当社に開設した<u>投資一任取引口座</u>にかかる権利義務を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>第 2 条 (投資一任契約締結の代理)</p> <p>当社は<u>ウエルス・スクエア</u>との契約に基づき、<u>ウエルス・スクエア</u>の代理人としてお客さまと投資一任契約の締結の代理をいたします。なお、当社は投資一任取引を行いません。</p> <p>第 3 条 (投資一任契約の申込み)</p> <p>お客さまは当社を通じて、<u>ウエルス・スクエア</u>との投資一任契約の締結の申込みを行います。</p> <p>第 4 条 (投資一任口座の開設)</p>

<p>(1) 投資一任契約が締結されると、<u>必要に応じて投資一任口座</u>が開設されます。</p> <p>(2) <u>投資運用業者</u>はお客さまと締結した投資一任契約に基づき、<u>証券取引口座</u>または<u>投資一任取引口座</u>において投資一任取引を行います。</p> <p>第 5 条 (投資一任契約の減額および解約)</p> <p>(1) 投資一任契約が減額または解約された場合には、<u>投資一任契約に基づく資産の一部</u>または<u>全額</u>を返還します。</p>	<p>(1) 投資一任契約が締結されると投資一任口座が開設されます。</p> <p>(2) <u>ウエルス・スクエア</u>はお客さまと締結した投資一任契約に基づき、<u>投資一任取引口座</u>において投資一任取引を行います。</p> <p>第 5 条 (投資一任取引口座の減額および解約)</p> <p>(1) 投資一任契約が減額または解約された場合には、<u>投資一任取引口座における資産の一部</u>または<u>全額</u>を返還します。</p>
<p>(2025 年 4 月 15 日改定)</p>	
<p>第 13 章 積立投資信託取扱約款</p> <p>第 6 条 (金銭の払込み)</p> <p>(2)1 銘柄当たりの払込金の額は、<u>1,000 円以上 1,000 円の整数倍の金額</u>とします。</p>	<p>第 13 章 積立投資信託取扱約款</p> <p>第 6 条 (金銭の払込み)</p> <p>(2)1 銘柄当たりの払込金の額は、<u>5,000 円以上 1,000 円の整数倍の金額</u>とします。</p>

以上

証券総合サービス
約款集

きらぼしライフデザイン証券株式会社

勧誘方針

きらぼしライフデザイン証券株式会社（以下「当社」といいます。）は、「お客さま本位」「財産を守り育てる」「長期分散投資」を基本理念とし、お客さまと喜びを共感し、本当によかったと仰っていただき、すべての世代をおつなぎしサポートする存在となるために、以下の勧誘方針をお客さまとのお約束として表明いたします。

1. 当社は、お客さまの知識、経験、財産の状況や投資の目的を踏まえ、資産保有の意図や合理性、必要性に照らして最適な金融商品の勧誘に努めます。
2. 当社は、お客さま自身のご判断でお取引いただくため、ご提案する金融商品の内容やリスクなどの重要な事項をご説明し、お客さまに十分なご理解をいただけるよう努めます。
3. 当社は、お客さまの信頼の確保を第一義とし、断定的な判断を申し上げたり、事実と異なる情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は戒め、誠実・公正な勧誘に努めます。
4. 当社は、お客さまにとって不都合な時間帯やご迷惑な場所などでの勧誘は戒め、ご要請に沿った勧誘に努めます。
5. 当社は、東京きらぼしフィナンシャルグループの一員として真にお客さま本位となるご提案をグループ一体で行います。
6. 当社は、この勧誘方針に沿った適正な勧誘を行うため、役職員に対する研修態勢の充実と知識習得に努めるとともに、社内体制の整備を行います。

以上

「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」(金融サービス提供法)により、証券会社はお客さまに金融商品をご購入いただく前に、同法律が定める重要事項を説明することとされています。

つきましては、国内(円建て)および外貨建ての株式・債券・CB(転換社債または転換社債型新株予約権付社債)の7商品についての重要事項を以下に記載いたしますので、よくお読みのうえ、それぞれの商品をご購入してください。なお、投資信託の重要事項につきましては、ご購入時に「目論見書」をご覧ください、その内容をご確認してください。

金融サービス提供法にかかる重要事項のご説明

●国内株式

株価の下落により損失が生ずることがあります。

また、倒産等、発行会社の財産状態の悪化により損失が生ずることがあります。

●外国株式

上記に加えまして、為替の変動により損失が生ずることがあります。

●円貨建て債券

債券は、金利変動等による債券価格の下落により損失が生ずることがあります。

また、倒産等、発行体の財務状況の悪化により損失が生ずることがあります。

●外貨建て債券

上記に加えまして、為替の変動により損失が生ずることがあります。

●個人向け国債

発行後一定期間は中途換金することができません。

中途換金した際、中途換金調整額が差し引かれることとなります。

●国内CB

CBは、転換または新株予約権行使の対象となる株式の価格下落や金利変動によるCB価格の下落により、損失が生ずることがあります。

また、倒産等、発行体の財務状況の悪化により損失が生ずることがあります。

なお、株式への転換または新株予約権の行使を請求できる期間には制限がありますので、ご注意ください。

●外貨建てCB(外貨建ての転換社債または転換社債型新株予約権付社債)

上記に加えまして、為替の変動により損失が生ずることがあります。

以上

最良執行方針

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客さまにとって最良の取引の条件で執行するための方針および方法を定めたものです。

当社では、お客さまから取引所金融商品市場（当社では、東京証券取引所に限らせていただきます。以下同じ。）に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客さまから取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

取引所金融商品市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）およびREIT（不動産投資信託の投資証券）等で、金融商品取引法施行令第16条の6第1項第1号イに規定される「上場株券等」

日本証券業協会が定めるフェニックス銘柄である株券および新株予約権付社債券等ならびに金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」につきましては、当社では取り扱いたしません。

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客さまからいただいた注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取次ぎます。

当社においては、お客さまからいただいた上場株券等にかかる注文はすべて取引所金融商品市場に取次ぐこととし、金融商品取引法第2条第8項第10号に規定する方法により行う私設取引システム（以下「PTS」という。）には取り次ぎません。

- (1) お客さまから委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している取引所金融商品市場に取次ぐことといたします。取引所金融商品市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、取引所金融商品市場における売買立会が再開された後に取引所金融商品市場に取次ぐことといたします。
- (2) (1)において、委託注文は東京証券取引所に上場している銘柄のみを受託し、当該取引所金融商品市場の市場参加者または会員で当社が注文の取次ぎについて契約を締結している者を經由して、当該取引所金融商品市場に取次ぎます。

3. 当該方法を選択する理由

取引所金融商品市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客さまにとって最も合理的であると判断されるからです。

なお、PTSを含め複数の取引所金融商品市場等から最良の気配を比較し、より価格を重視することはお客さまにとって最良の執行となり得ると考えられますが、当社でこのような執行をするためにはシステム開発等を行う必要があり、社内で検討した結果、システム開発等を行うことによりお客さまにお支払いいただく手数料等の値上げが必要と考えています。

システム開発等に伴う費用等について精査した結果、お客さまにとっては、PTSを含む複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較することによる価格改善効果よりも、手数料等の値上げによる影響が大きいと考えられるため、PTSへの取次を含む取引所外売買の取扱いをせず、国内の取引所金融商品市場に取り次ぐことが最も合理的であると判断いたしました。

4. その他

- (1) 次に掲げる取引については、上記2.に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。
 - ① お客さまから執行方法に関するご指示（お取引の時間帯のご希望等）があった取引（ToSTNeT取引等を含む。）
当該ご指示いただいた執行方法（当社が応じることのできる方法に限ります。）
 - ② 投資一任契約等に基づく執行
当該契約等においてお客さまから委任された範囲内において当社が選定する方法
 - ③ 端株および単元未満株の取引
端株および単元未満株を取扱っている金融商品取引業者に取次ぐ方法（発行会社への買取請求をご希望の場合は、買取請求のお取扱いといたします。）
- (2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。

したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもならないことをご了承ください。

以上
(2023年12月)

利益相反管理方針

当社および東京きらぼしフィナンシャルグループ（以下「当社グループ」といいます。）は、お客さまとの取引にあたり、お客さまの利益を不当に害するおそれがある取引（以下「対象取引」といいます。）を法令等や当社グループの規則に従い適切に管理することで、お客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼の向上に努めてまいります。当社グループは、法令等に従い、「利益相反管理方針」をここに公表します。

（利益相反管理の対象となる取引の類型）

利益相反とは、当社グループとお客さまの間、ならびに当社グループのお客さま相互間において利益が対立し、お客さまの利益が不当に害されるおそれがある状況をいいます。

当社グループでは、対象取引をあらかじめ以下の類型に基づいて特定し、お客さまの利益を不当に害することがないよう管理します。

- お客さまと当社グループまたは他のお客さまとの利害が対立する取引
- お客さまと当社グループまたは他のお客さまが、同一の対象に対して競合する取引
- 当社グループが、お客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して、当社グループまたは他のお客さまが行う取引
- その他、お客さまの利益を不当に害するおそれがある取引

（利益相反の管理方法）

当社グループは対象取引について、次に掲げる方法を選択し、または組み合わせることにより管理します。

ただし、当社グループが対象取引の相手方に対して守秘義務を負う場合には、その取引の内容を開示することなく管理する方法によります。

また、利益相反の程度やその他の事情を考慮し合理的な理由がある場合においては、利益相反の管理の水準に差を設けることがあります。

- (1) 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引やお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
- (3) 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
- (4) 対象取引に関して、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることをお客さまに適切に開示する方法
- (5) その他の方法

（利益相反管理体制）

(1) 当社グループは、営業部門から独立した利益相反管理統括部署および利益相反管理統括責任者を設置し、対象取引の特定および管理を一元的に行います。また、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

(2) 当社グループは、役職員に対して利益相反管理について定められた法令および内部規程等を遵守するための研修・教育等を行い、周知徹底します。

（利益相反管理の対象となる会社の範囲）

利益相反管理の対象となる会社は、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループの有価証券報告書に記載されたグループ会社のうち、法令に定められた対象業務を行う以下の会社です。

- 株式会社きらぼし銀行
- 株式会社きらぼしコンサルティング
- きらぼしキャピタル株式会社
- きらぼしJCB株式会社
- 東京きらぼしリース株式会社
- きらぼしライフデザイン証券株式会社
- 綺羅商務諮詢（上海）有限公司
- KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM CO.,LTD.
- きらぼしテック株式会社
- 株式会社 UI 銀行

以上

個人情報保護方針

当社は、お客さまの個人情報、個人番号および特定個人情報（以下本方針ではすべてを総称し、「個人情報」といいます）を適正かつ厳格に取り扱うことが社会的責務であることを認識し、以下の基本方針を定め、これを遵守することによってお客さまの個人情報の保護に万全を尽くします。

なお、詳細については「個人情報のお取扱いについて」をご覧ください。

1. 関係法令等の遵守

当社は、お客さまの個人情報の適正な取扱いに関する関係法令諸規則を遵守します。

2. 個人情報の適正な取得

当社は、お客さまの個人情報を業務上必要な範囲で適正かつ適法な方法により取得します。

3. 利用目的

当社は、法令に定める場合を除き、個人情報の利用目的を通知または公表します。お客さまの個人情報はその利用目的の範囲内において利用します。

4. 安全管理措置

当社は、個人情報の管理にあたっては、滅失、改ざんおよび漏えい等を防止するために、適切な安全管理措置を講じ、個人情報保護に必要な責任体制を整備します。

5. 第三者への提供

当社は、法令に定める場合を除き、お客さまの個人情報をあらかじめご本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。個人番号については、法令に定める場合を除き、お客さまの同意があっても第三者に提供することはありません。

6. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当社は、お客さまの機微（センシティブ）情報については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてお客さまの同意をいただいた場合等の金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はしません。

（※）機微（センシティブ）情報とは、以下の情報を指します。

- (1) 人種、信条、社会的身分
- (2) 病歴、保健医療および性生活
- (3) 犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実
- (4) 労働組合への加盟
- (5) 門地、本籍地
- (6) その他本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報

7. 委託

当社は、個人情報の取扱いを外部に委託する場合は、お客さまの個人情報の安全管理が図られるよう、委託先を適切に監督します。

8. お客さまからのお問い合わせ等への対応

当社は、個人データの開示・訂正・削除等の手続きを定め、個人情報の取扱いについてのご質問・ご意見・苦情や内容照会・訂正等のお問い合わせに対して真摯に対応します。

9. 継続的な改善

当社は、個人情報保護のための管理体制および取組みを継続的に見直し改善に努めます。また、すべての役職員が個人情報保護の重要性を理解し、個人情報を適切に取り扱うよう教育します。

以上

個人情報のお取扱いについて

当社は、お客さまが安心して当社のサービスをご利用いただけるよう、個人情報保護方針に基づき、お客さまの個人情報、個人番号および特定個人情報（以下本方針ではすべてを総称し、「個人情報」といいます）のお取扱いに細心の注意を払っております。

当社における個人情報のお取扱いについて、以下に公表いたします。

1. 個人情報の利用目的について

当社は、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）、関係諸法令および監督当局のガイドライン等に基づき、お客さまの個人情報を、以下の(1)の業務において、以下の(2)の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

(1)業務内容

- ① 金融商品取引業およびこれに付随する業務
- ② 金融商品取引法により当社が営むことができる業務

(2)利用目的

- ① 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスのご案内を行うため
- ② お客さまご本人であること、もしくはお客さまご本人の代理人、または法人のお客さまの代表者等であることを確認するため
- ③ お客さまとのお取引に関する事務処理・審査・記録の保管、ならびにお客さまに対するお取引結果、お預り残高等の報告を行うため
- ④ 業績管理およびリスク管理ならびに不正取引の防止のため
- ⑤ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑥ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ 業務委託先業務の適切な把握・管理のため
- ⑨ その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

これらの利用目的につきましては、当社のホームページ等で公表するほか、ご本人に通知する場合は書面で行います。また、利用目的の変更につきましても、当社のホームページ等で公表いたします。

上記各号の利用目的に関わらず、個人番号においては、番号法に基づき、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」、「金融商品取引に関する法廷書類の作成・提供事務」および「金融商品取引に関する振替機関等への提供事務」に限り利用いたします。

2. 個人データの共同利用（個人番号は除きます）について

(1)東京きらぼしフィナンシャルグループの各社での共同利用

① 個人データの共同利用について

東京きらぼしフィナンシャルグループの各社は、総合金融サービスのご提供などのために、お客さまの個人データを以下のとおり共同利用いたします。ただし、別途法令等により、個人データの授受に関して、お客さまの同意が必要とされる場合は、当該法令等に従い同意を得たうえで共同利用いたします。

② 共同利用者の範囲

株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループおよび同社の有価証券報告書等に記載されている連結子会社・持分法適用関連会社のうち、以下に記載の会社

【共同利用する会社の名称】

- 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ
- 株式会社きらぼし銀行
- 株式会社 UI 銀行
- 東京きらぼしリース株式会社
- きらぼしシステム株式会社
- 株式会社きらぼしコンサルティング
- きらぼし JCB 株式会社
- きらぼしキャピタル株式会社
- きらぼしライフデザイン証券株式会社
- きらぼしテック株式会社

きらぼしビジネスオフィスサービス株式会社
きらぼし信用保証株式会社
八千代信用保証株式会社
綺羅商務諮詢（上海）有限公司
KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM CO.,LTD.

③ 共同利用する個人データの項目

- A. お客様に関する情報（氏名、住所、生年月日、電話番号等の連絡先、職業・勤務先等）
- B. お客様の取引に関する情報（お取引の内容・状況、資産内容等）
- C. お客様の資産運用や取引等のニーズに関する情報

④ 共同利用者の利用目的

- A. 共同利用者が提供する各種金融サービスのご提案やご案内のため
- B. 東京きらぼしフィナンシャルグループの経営管理やリスク管理の適切な遂行のため
- C. 東京きらぼしフィナンシャルグループの連結決算処理のため
- D. お客様とのお取引を適切かつ円滑に実施するため

⑤ 共同利用を行う個人データの管理について責任を有する者の名称
株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ

3. 個人情報の適正な取得について

(1) 個人情報の取得について

当社は、業務上必要な範囲で、適正かつ適法な手段により個人情報を取得いたします。また、ご本人の利益を不当に侵害するような第三者からの個人情報の取得はいたしません。個人情報を第三者より取得する場合には、取得先名やデータの内容を確認・記録し、一定期間保存いたします。

(2) 当社は、例えば、以下のような情報源から個人情報を取得いたします。

- ① 口座開設申込書や実施するアンケート等に、お客様に直接、記入していただいた情報
- ② 会社四季報、役員四季報など市販の書籍に記載された情報や、新聞やインターネットで公表された情報
- ③ 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報（当社お客様相談窓口・営業部門（営業店を含みます）へのお客様との電話通話につきましては、お客様対応の正確さとサービス向上を目的として、通話録音を行っております。）

(3) 機微（センシティブ）情報の取扱いについて

当社は、お客様の機微（センシティブ）情報については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてお客様の同意をいただいた場合等のガイドライン等に掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はしません。

4. 安全管理措置について

お客様の個人情報は、紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセスに対するセキュリティ対策を講じて適正に管理します。

- (1) 当社は、取得した個人データを適切に管理するため、法令などにに基づき、個人データを取り扱う部店ごとに管理者を設置するなど、組織的・人的・物理的・技術的な安全管理措置を講じます。
- (2) 個人データの漏えいなどに対しては、不正アクセス対策、コンピュータウィルス対策などの適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、その発生防止に努めます。

5. 個人データの第三者提供について

- (1) 当社は、法令に定める場合を除き、当社が保有する個人データをお客様の同意なしに第三者に提供することはありません。
- (2) 個人データを第三者に提供する場合には、提供先名やデータの内容を確認・記録し、一定期間保存いたします。
- (3) 個人データを外国事業者に第三者提供する場合には、お客様の同意を得ること、または当該第三者が個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備していること、または当該第三者が個人情報保護委員会が認めた国に所在することのいずれかとなります。その際、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置、その他お客様に参考となるべき情報を提供することとなります。
- (4) 上記各号に関わらず、個人番号については、法令に許される場合を除き、お客様の承諾があっても当社以外の第三者に提供することはありません。

6. 個人情報の取扱いの委託について

お客様の個人情報に関する取扱いを外部に委託するにあたっては、適正な取扱いを確保するための契約を締結したうえで、委託先を監督します。

当社では、利用目的の達成に必要な範囲内において、例えば、以下のような場合に個人データの取扱いの委託を行っています。

当該委託にあたっては、委託する個人データの適正な取扱いが確保されるための契約を締結し、定期的にその取扱い状況を点検いたします。

- (1) お客様にお送りするための書面の印刷もしくは発送業務
- (2) 法律上や会計上等の専門的な助言等を提供する業務
- (3) 情報システムの運用・保守に関する業務
- (4) 金融商品仲介業務の委託
- (5) 業務に関する帳簿書類を保管する業務

7. 個人データの開示等に関するお取扱いについて

当社の保有個人データに対する開示、訂正、利用停止、消去等を希望される場合は、以下の当社所定の方法にてお取扱いさせていただきます。

なお、個人番号の保有の有無について開示のお申し出があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。

(1) 申込窓口について

個人情報にかかわるお問い合わせは、当社の営業窓口、または、「8. 個人情報のお取扱いに関するお問い合わせについて」に記載の窓口にお申し出ください。

(2) 申込手続について

当該窓口にご連絡いただいた後、所定の申込書およびご本人（または代理人等）の確認書類をご提出いただきます。申込書につきましては、窓口にお越しの際に直接お渡しするか、お届けいただいている住所に郵送します。

(3) 回答について

開示等のお申込みをいただいた窓口より、書面その他の方法により回答します。郵送の場合は、お届けいただいている住所にお送りします。なお、代理人等によるお申込みの場合であっても、ご本人に直接回答することがございますので、あらかじめご了承ください。

(4) 取扱手数料について

保有個人データの開示請求につきましては、ご請求受付時に以下に記載の当社所定の取扱手数料を申し受けます。また、開示できない場合についても所定の手数料をいただきますのであらかじめご了承ください。

① 開示請求

個人データ開示請求書記載以外の項目については上記の他、所定の取扱手数料を別途申し受けます。詳しくは窓口にお問い合わせください。

氏名・住所などの基本事項については・・・一律 1,100 円（税込）

その他の事項については・・・用紙 1 枚に付 1,650 円（税込）

CD-R による交付の場合、用紙 1 枚分のデータ毎に 1,650 円（税込）

（郵送により送付させていただく場合は別途に郵送料 624 円（税込）がかかります）

② 消去請求

個人データの消去請求につきましては、ご請求受付時に取扱手数料 1,100 円（税込）を申し受けます。

(5) 開示等を行えない場合

次に定める場合には、開示等のお求めを受け付けかねますので、あらかじめご了承ください。

① ご本人（または代理人等）の本人確認ができない場合

② 代理人等によるご依頼に際して、代理権等が確認できない場合

③ 依頼書類に不備があった場合

また、次に定める場合には、個人情報保護法の規定による開示のお求めに対する回答をいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

A. ご依頼のあった情報項目が当社の保有個人データに該当しない場合

B. 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

C. 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

D. 他の法令に違反することとなる場合

④ 保存期間を超えた場合

8. 個人情報のお取扱いに関するお問い合わせについて

(1) 個人情報のお取扱いに関するお問い合わせについて

当社の個人情報のお取扱いに関するご意見・ご要望・お問い合わせにつきましては、当社の営業窓口または下記の窓口にてお受けいたします。

きらぼしライフデザイン証券株式会社

所在地：〒107-8010 東京都港区南青山3-10-43

電話：03-6447-5837（代表電話）

受付時間：9:00～17:00（ただし、12月31日～1月3日、土日および祝日を除く）

※お電話でのお申し出内容を正しく把握するため、会話の内容はすべて録音させていただきますのでご了承ください。

(2)当社が加盟する認定個人情報保護団体について

当社は、個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

日本証券業協会 【苦情・相談等窓口】 「個人情報相談室」

電話 03-6665-6784 (<https://www.jsda.or.jp/>)

受付時間：9:00～17:00（ただし、12月31日～1月3日、土日および祝日を除く）

9. 個人データの正確性の確保について

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、お客さまの個人データが正確かつ最新の内容に保たれるよう努めます。お届け事項に変更があったときは、書面によりお取引店にお届けください。

10. 継続的な改善について

当社では、個人情報の保護を図るために、また法令諸規則の変更に伴い、「個人情報保護方針」、「個人情報のお取扱いについて」を改定することがございます。特に重要な変更につきましては、当社のホームページ等においてお知らせいたします。

以上

目 次

第1章 総合取引約款	1
第2章 保護預り約款	7
第3章 振替決済口座管理約款	9
第4章 特定口座にかかる上場株式等保管委託約款	21
第5章 特定口座にかかる上場株式配当等受領委任に 関する約款	23
第6章 特定管理口座約款	24
第7章 外国証券取引口座約款	25
第8章 累積投資取引約款	32
第9章 国内外貨建債券取引約款	34
第10章 MRF自動スweep取扱約款	35
第11章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資およ び特定非課税累積投資に関する約款	36
第12章 未成年者口座および課税未成年者口座開設に 関する約款	44
第13章 積立投資信託取扱約款	51
第14章 外貨建MMF累積投資約款	53
第15章 オンラインサービス約款	54
第16章 投資一任取引約款	59

※ 第4章、第5章、第6章、第10章、第11章および
第12章は、法人のお客さまには適用されません。

第 1 章 総合取引約款

第 1 節 総合取引

第 1 条 (約款の趣旨)

この約款は、有価証券の保護預り取引、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済口座取引、特定口座取引、累積投資取引、国内外貨建債券取引、外国証券取引、および株式会社ウエルス・スクエア（以下「ウエルス・スクエア」といいます。）が、お客さまと締結した投資一任契約に基づく投資を行うための取引（以下「投資一任取引」といいます。）またはそれらを組合せた取引等（以下「総合取引」といいます。）について、お客さまときらぼしライフデザイン証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第 2 条 (総合取引の利用)

(1) お客さまは、この約款に基づいて次の各号に掲げる取引、およびサービスをご利用いただけます。

- ① 第 2 章に定める保護預り取引
- ② 第 3 章に定める振替決済口座の取引
- ③ 第 4 章に定める特定口座取引
- ④ 第 5 章に定める特定口座にかかる上場株式配当等の受領
- ⑤ 第 6 章に定める特定管理口座取引
- ⑥ 第 7 章に定める外国証券取引
- ⑦ 第 8 章に定める累積投資取引（キャッシングの取扱いを含む）
- ⑧ 第 9 章に定める国内外貨建債券取引
- ⑨ 第 10 章に定める MRF 自動スweep 取引
- ⑩ 第 11 章に定める非課税上場株式等、非課税累積投資および特定非課税累積投資取引
- ⑪ 第 12 章に定める未成年者口座および課税未成年者口座取引
- ⑫ 第 13 章に定める積立投資信託取引
- ⑬ 第 14 章に定める外貨建 MMF 累積投資取引
- ⑭ 第 15 章に定めるオンラインサービス
- ⑮ 第 16 章に定める投資一任取引
- ⑯ 第 2 章に定める保護預りにかかる有価証券の利金・収益分配金および償還金を累積投資コースへ入金する取引
- ⑰ 第 1 章に定める金銭の受渡方法
- ⑱ 第 1 章に定める有価証券取引
- ⑲ 第 1 章に定める報告・連絡

(2) お客さまは、(1)③、④、⑤の取引については、特定口座開設の申込みを選択された場合に限りご利用いただけます。(1)⑩の取引については、非課税口座開設を申込み、その手続きが完了した後に利用いただけます。(1)⑪の取引については、未成年者口座および課税未成年者口座開設を申込み、その手続きが完了した後に利用いただけます。(1)⑭のサービスについては、オンラインサービスを申込み、その手続きが完了した後に利用いただけます。(1)⑯の取引については、お客さまが当社を通じてウエルス・スクエアとの投資一任契約の締結を申込み、その手続きが完了すると、投資一任取引口座が開設され、ウエルス・スクエアがお客さまに代わり当該取引を行います。

第 3 条 (申込方法等、反社会的勢力でないことならびにマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を行わないことの確約)

(1) お客さまは、当社所定の方法により、あらかじめ、以下の書類を当社のお取引店に提出することによって、総合取引を申込みのものとし、かつ、当社が承諾した場合に限り総合取引を開始することができます。

- ① 当社所定の申込書
- ② 当社所定の本人確認書類

(2) お客さまが、総合取引の申込みの際し、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の規定に従い、本人確認および取引の目的、職業・事業内容の確認を、法人の場合は実質の支配者等の確認も行わせていただきます。また、これらの事項に変更がある場合は、当社にお届いただくことが必要です。

(3) お客さまが、総合取引の申込みの際し、次に掲げる事項を確約いただきます。

- ① 日本証券業協会の「定款の施行に関する規則」に定める反社会的勢力（以下、単に「反社会的勢力」といいます）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと
- ② 反社会的勢力を利用せず、反社会的勢力に対して資金を提供しもしくは便宜を供与するなどの関与をせずまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有せず、かつ将来にわたっても利用等しないこと
- ③ 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をしまは暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損または当社の業務を妨害する行為

等を行わないこと

- ④ 当社に預け入れようとする資金等が犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める「犯罪による収益」に該当しないこと
 - ⑤ 組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律その他関連法令に違反する等、マネー・ローンダリングまたはテロリストへの資金供与を行わないこと
 - ⑥ 日本、米国その他外国または国際機関等が定める経済制裁対象者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと、また、経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引を行わないこと
- (4) 前項の場合、ならびに当社が必要と判断した場合において、当社は、お客さまに対し、資産・収入の状況、取引の目的、職業地位、資金源その他当社が必要と判断した事項を確認するために情報提供を求めることがあります。
- (5) すでに総合取引を契約済のお客さまが、第2条(1)⑦累積投資取引(野村 MRF 口座の設定は除きます)および同条(1)②振替決済口座の開設を行う場合は、お客さまのお申出により契約を締結したものとし、申込書の提出は不要とします。
- (6) また、すでに総合取引を契約済のお客さまが、第2条(1)③特定口座取引を行う場合は、別途、以下の書類を提出することによって、特定口座取引を申込みものとし、かつ、当社が承諾した場合に限り特定口座取引を開始することができます。
- ① 特定口座開設届出書
 - ② 当社所定の本人確認書類

第3条の2 (共通番号の届出)

お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令等の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客さまの共通番号を当社にお届いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第4条 (総合届出印鑑)

お客さまは、総合取引開始時に総合印鑑届を届け出いただきます。なお、すでに当社に開設されているすべての口座および今後開設されるすべての口座についてもこの印鑑を当社への届出印鑑として取り扱わせていただきます。ただし、非対面による口座開設においては、印鑑の届出を不要とします。届出印鑑のない口座においては、印鑑照合に代わる当社所定の方法で本人確認等を行うこととします。

第5条 (印鑑照合等)

本契約口座についての総合届出印鑑、届出住所、氏名等の照合は、第3条の申込書に押印された印影および記載された住所・氏名等をもって届出印鑑、住所、氏名とします。

第2節 金銭の受渡方法

第6条 (入金の手続き)

お客さまより有価証券のご購入代金等を受入れる場合は振込のみとし、「計算書」または「受領書」の交付をしないものとします。

第7条 (金銭の振込によるお支払い)

- (1) 金銭の振込によるお支払いは「金銭の振込先指定方式」によるものとします。
- (2) 「金銭の振込先指定方式」とは、お客さまの当社における口座内のすべての有価証券等の取引により当社がお客さまに支払うこととなった金銭(以下「金銭」といいます。)を、お客さまのあらかじめ指定する預金口座(以下「指定預金口座」といいます。)に振り込む方式をいいます。
- (3) お客さまは所定の手続きにより、振込先の指定預金口座をあらかじめ指定していただくものとします。
 - ① 指定預金口座は当社の口座名義と同一としてください。
 - ② すでに当社に振込先の預金口座をお届出になっている場合においても、本条に基づいて指定された口座を指定預金口座として取り扱わせていただきます。
 - ③ 前号にかかわらず、利金・収益分配金および累積投資にかかる有価証券の償還金(以下、「利金等」といいます。)について振込先の預金口座を指定されている場合には、特にお客さまからその旨の指示がないときは、利金等に限り従前のご指定による口座を指定預金口座として取り扱わせていただきます。
- (4) 指定預金口座の変更は下記により行うものとします。
 - ① 指定預金口座を変更される場合は、当社所定の用紙によって届け出いただきます。
 - ② 変更申し込み受付後の取扱いは、前項に準じて行うものとします。
- (5) 振込の受渡精算方法の指示は、下記の方法によるものとします。
 - ① 金銭の受渡精算方法については、お客さまからその都度、本条に基づく振込みをするのか、その他の受渡精算方法によるのかを口頭、書面等でご指示いただきます。なお、上記のご指示を受けたとき当社は所定の申込書等によりお客さまご自身から

の指示であることを確認することがあります。

- ② 利金等については、あらかじめ振込のご指示がある場合には、前号のご指示をいただかずに指定預金口座に振込みます。ただし、指定預金口座をお届けいただいたのちに、利金等をそれと異なる預金口座に継続して振込むことをご希望される場合には、その預金口座を当社所定の用紙によって届け出ていただきます。
- (6) 振込にかかる手数料は、当社所定の額をお客さまにご負担していただくことがあります。
- (7) 本条に基づき振込をする場合には、その都度の受領書の受入れは不要といたします。

第8条（免責）

当社が所定の書類に押印された印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて金銭を返還した場合は、かかる返還に関して生じた損害については、当社は一切その責任を負いません。

第3節 有価証券取引（注文の受注）

第9条（受託契約準則および協会規則の適用等）

- (1) 当社は、お客さまから有価証券等の売買等のご注文をお受けする際には、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）、その他関係法令、金融商品取引所の定める受託契約準則および日本証券業協会の定める規則に従い、当該ご注文をお受けするものとします。
- (2) お客さまが売買の注文を行う場合は、天災地変もしくは政変等による著しい社会秩序の混乱、金融商品取引所その他の市場における取引の停止もしくは制限、または外貨事情の急変等があるときは、注文執行の停止または受付けた注文の取消が行われることを了解の上、これを行うものとします。
- (3) お客さまが投資信託の売買の注文を行う場合は、前項によるほか、その投資信託の委託会社によって注文受付の停止または受付た注文の取消が行われうることを了解の上、これを行うものとします。

第10条（前受金等）

- (1) 有価証券の売買等のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文にかかる代金の全部、有価証券の全部（以下、「前受金等」といいます）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- (2) 外国証券については、外国証券取引口座約款の定めるところに従います。
- (3) 上記(1)から(2)以外の取引については、当社の定めるところによります。

第11条（受注できない場合）

- (1) 事故証券については、お預りしたり、売却等のご注文はお受けできません。
- (2) 募集または売出しにかかる有価証券の買付のご注文をいただいたときは、事前に当該有価証券の目論見書を受領されていることを当社所定の方法により確認させていただきます。目論見書の受領の確認が出来なかったときは、ご注文はお受けできません。
- (3) 上記(1)および(2)の場合以外にも、次のいずれかに該当する場合は、ご注文をお受けしない場合があります。
 - ① 注文の内容が法令またはこの約款の定めいずれかに反し、または反するおそれがあると当社が判断するとき
 - ② 売買規制等により、注文を執行できないとき
 - ③ お客さまが、当社に対する債務の履行を怠っているとき
 - ④ お客さまが、当社がこの約款に基づき求めた情報提供に対し、当社が必要と認める情報提供を十分に行わないとき
 - ⑤ 本章第16条③から⑯に定める事由またはこれに準じる事由があると、当社が相当の事由をもって判断したとき
 - ⑥ 前各号に掲げる事由のほか受注することが適当でないと、当社が相当の事由をもって判断したとき
- (4) 電子メールによるご注文はお受けできません。

第11条の2（金融商品取引所による呼値の取消しに伴うご注文の取扱い）

金融商品取引所の定める業務規程および受託契約準則に従い、金融商品取引所のシステム障害等により売買の停止がなされ委託注文にかかる呼値が取り消された場合であっても、売買が再開されるときには、原則として、前条の規定により受託しましたご注文はそのまま有効な委託注文とみなして再発注するものといたします。ただし、執行条件付き注文（寄り指定注文、引け指定注文または不成指定注文をいう。）およびエラー注文（取引所障害起因により取引所エラー通知を受信済みの注文をいう。）（以下「執行条件付き注文等」という。）については、再発注いたしません。執行条件付き注文等については、再度お客さまのご意思を確認の上、お客さまのご指示に従い、新規注文としてお受けするものとします。

第12条（注文内容の明示）

- (1) 有価証券の売買等のご注文の際は、売買の種類、特定預り、非特定預りの別、銘柄、売り買いの別、数量、価格、注文の有効期限、市場の別、その他注文の執行に必要な

事項を明示していただきます。ただし、執行する市場の明示が無い場合は当社の最良執行方針に基づき執行することとします。これらの事項を明示しただけなかったときは、ご注文の執行が出来ない場合があります。

(2) 当社が必要と判断したときは、委託注文書をご提出いただく場合があります。

第13条 (注文の執行)

- (1) 有価証券の売買等の注文を受付けた場合は、相当の時間内に執行します。
- (2) 有価証券の売買等の注文について次のいずれかの事由が生じたときは、あらかじめお客様に連絡することなく、その注文の執行をとりやめることがあります。
 - ① 執行するまでに、法令またはこの約款の定めのあるいずれかに反することとなったとき
 - ② 指値が金融商品取引所等の値幅制限を越えるとき
 - ③ 公正な価格形成に弊害をもたらす内容のもの当社が判断するとき
 - ④ 有効期間の途中で、金融商品取引所等または当社が当該銘柄の売買を規制したとき
 - ⑤ お客様が、当社に対する債務の履行を怠っているとき
 - ⑥ お客様が、当社がこの約款に基づき求めた情報提供に対し、当社が必要と認める情報提供を十分に行わないとき
 - ⑦ 本章第 16 条③から⑥に定める事由またはこれに準じる事由があると、当社が相当の事由をもって判断したとき
 - ⑧ 前各号に掲げる事由のほか注文を執行することが適当でないとき、当社が相当の事由をもって判断したとき

第4節 報告・連絡

第14条 (取引報告書)

当社にご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第 37 条の 4 の規定に基づく「契約締結時交付書面」として、取引報告書(以下「取引報告書」といいます。)を遅滞なく、お客様に交付いたします(郵送または「金融商品取引業等に関する内閣府令」等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下、取引残高報告書についても同様です)。

第15条 (取引残高報告書等)

- (1) 当社は内閣府令第 98 条等の規定に基づき、四半期に 1 回以上、期間内のお取引内容、お取引後の残高を記載した取引残高報告書をお客様に交付いたします。お取引がない場合は、1 年に 1 回以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に 1 回以上、残高照合のための報告内容を含め行います。
- (2) 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。))の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- (3) 当社から取引残高報告書を受領したお客様は、当社が預り証の回収をお願いしたときには、これに応じるものとします。
- (4) 取引残高報告書をお渡しした後、15 日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項すべてについてご承認いただいたものとさせていただきますので、取引残高報告書を受領した場合は、速やかにその内容をご確認ください。その際、取引残高報告書の記載事項をご確認いただく回答書(兼同意書)を送付させていただいた場合は、必ず当該回答書(兼同意書)をご返送ください。
- (5) 当社が届出のあった名称、住所に宛てて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (6) 当社からの報告書や連絡内容等、お取引に関する事項でご不審な点があるときは、すみやかにお取引店の管理者に直接ご連絡ください。

第5節 解約・変更

第16条 (取引の解約事由)

各契約は、以下の事由に該当したときに解約されるものといたします。

- ① お客様が当社所定の方法により解約を通知したとき
- ② 当該契約よって開設された口座に金銭および有価証券の残高がないまま相当な期間が経過し、かつ当社が当該契約に基づくサービスを終了させる措置を取ったとき
- ③ お客様が手数料を支払わないとき
- ④ お客様が本約款に違反し、当社が解約を通告したとき
- ⑤ お客様またはお客様の代理人が暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会

屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明し、日本証券業協会の「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」に基づき、当社が解約を申出たとき

- ⑥ お客さまが自らまたは第三者を利用して、当社との取引に関して脅迫的な言動をしままたは暴力を用いたとき、もしくは虚偽の風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損または当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき
- ⑦ お客さまが不公正な取引、相場操縦行為、相場の変動を図ることを目的とした風説の流布、インサイダー取引等金融商品取引法が禁止している行為を行い、この約款に基づく取引を継続することが相当でなく、当社が相当の事由をもって判断し解約を申出たとき
- ⑧ お客さまが犯罪による収益等を、生計の維持、財産の形成または事業の遂行に利用し、当社が相当の事由をもって判断し解約を申出たとき
- ⑨ お客さまが人の生命、身体等に危害を加える行為を行い、または、かかる行為を行う可能性を示唆するなどの加害・迷惑行為を行うなどして、当社として適正な取引関係を維持することが困難となり、当社が相当の事由をもって判断し解約を申出たとき
- ⑩ お客さまが本章第3条に基づき行った確約またはこの約款に基づき求められた事由の申告に関して、違反ないしは虚偽の申告をしたと相当の事由をもって当社が判断し当社が解約を申出たとき
- ⑪ 当社が本章第3条(4)に基づきお客さまに情報提供を求めた場合で、お客さまが当社が必要と認める情報提供を行わなかったとき
- ⑫ お客さまが犯罪による収益等の隠匿または收受等に関与したと、当社が相当の事由をもって判断したとき
- ⑬ 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客さまに対し一定の猶予期間を置いて解約を申出たとき
- ⑭ 当社が該当する契約に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき
- ⑮ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく、本人確認ができない場合
- ⑯ 前各号のほか、当社がお客さまとの取引またはサービスの提供を継続することが困難であると相当の事由をもって判断し、当社が解約を申出たとき

第17条 (解約時の取扱い)

前条に基づく各契約が解約となった場合のお手続き等は、以下の通りといたします。

- ① お取引店において、お預りしている証券等については、当社所定の方法により、金銭は銀行振込等により返還し、有価証券についてはお客さまの指定する他の金融商品取引業者等への振替を行います。
- ② 有価証券等のうち、お客さまの指定する他の金融商品取引業者等への振替が困難なもの等については、当社の定める方法により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。
- ③ ①による資産の返還・振替に費用を要する場合、当社はお客さまに対し、当社の要した実費の支払いを請求することがあります。
- ④ お客さまは解約後速やかに、前①②で必要とされる手続きを行うものとします。
- ⑤ ①による資産の返還・振替および②による精算金の返還によって、お客さまの口座の金銭および有価証券の残高がなくなった場合、お客さまの口座は閉鎖されます。

第18条 (変更・喪失手続)

- (1) 各サービス、取引等に関する申込書等の記載事項や届出事項等に変更がある場合は、当社所定の方法によりお取引店にお届ください。
- (2) 印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出または「個人番号カード」等をご提出願うこと等があります。
- (3) 本条に関するお届出があった場合は、当社は所定の手続きを完了した後でなければ保護預り証券およびお預り金の返還等、振替株式等の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 上記(2)による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所、共通番号等とします。

第19条 (約款の変更)

この約款集は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

第6節 内部者登録制度

第20条 (内部者登録制度の趣旨)

日本証券業協会にて定める「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(自主規制規則)に基づく内部者登録制度において、当社と取引を行うお客さまが内部者である場合の取扱いを定めることを目的とするものです。

第21条 (内部者届出等の提出)

お客さまが内部者にあたる場合は、当社所定の届出を提出するものとします。

第22条 (内部者の定義)

- ① 次に該当する方
 - イ 上場会社等の取締役、会計参与、監査役または執行役(以下、「役員」といいます。)
 - ロ 上場投資法人等の執行役員または監督役員
 - ハ 上場投資法人等の資産運用会社の役員
- ② 次に該当する方
 - イ 上場会社等の親会社または主な子会社の役員
 - ロ 主な特定関係法人(上場投資法人等の資産運用会社の特定関係法人のうち主要ものをいいます。以下、同じ。)の役員
- ③ ①および②に該当しなくなった後1年以内の方
- ④ ①に該当する方の配偶者および同居者
- ⑤ 上場会社等または上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者のうち執行役員(上場投資法人等の執行役員を除きます。)その他役員に準ずる役職にある方
- ⑥ 上場会社等または上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者のうち上場会社にかかる業務等に関する重要事実(以下、「重要事実」といいます。)を知り得る可能性の高い部署に所属する方(⑤を除きます。)
- ⑦ 上場会社等の親会社もしくは主な子会社の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある方
- ⑧ 上場会社等の親会社もしくは主な子会社または主な特定関係法人の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する方(⑦を除きます。)
- ⑨ 上場会社等の親会社もしくは主な子会社または主な特定関係法人
- ⑩ 上場会社等の大株主

第23条 (内部者届出事項の変更)

お客さまが当社に届出された内部者の内容に変更がある場合は、当社所定の方法により速やかにお届ください。

第24条 (内部者届出がない場合等の免責)

前条の規定による届出がないか、または届出が遅延したことにより、お客さまに損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

第25条 (内部者個人データの第三者提供に関する同意)

お客さまは、当社が内部者として登録されたお客さまの情報を照合することを目的としてお客さまの個人データ(氏名、生年月日、郵便番号)を日本証券業協会と本邦金融商品取引所が共同で設立する『内部者情報システム』に提供することがあることに同意するものとします。

第7節 雑則

第26条 (預り金について)

当社は、この約款に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

第27条 (諸手数料)

お客さまのご希望にたがって特別な取扱いをしたときは、当社はお客さまに対し、手数料をいただくことができるものといたします。

第28条 (免責事項)

当社は次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第18条(2)による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預りした有価証券または金銭を返還、振替株式等の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 当社が、第7条(5)により金銭を指定預金口座へ振り込んだ場合
- ④ 所定の手続きにより返還の申出がなかったため、または印影がお届出の印鑑と相違するためにお預りした有価証券または金銭を返還、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害
- ⑤ お預り当初から、保護預り証券について瑕疵またはその原因となる事実があったことにより生じた損害
- ⑥ 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と

認められる事由により、売買の執行、金銭もしくは有価証券の授受、振替株式等の振替または抹消または寄託の手続等が遅延し、または不能となった場合

- ⑦ 電信または郵便の誤謬や遅延、金融商品取引所等または情報を伝達する機器もしくは機関における不具合等（ただし、当社の責に帰するものを除きます）、当社の責に帰することのできない事由が生じた場合
- ⑧ 上記⑥の事由により振替株式等の記録が滅失等した場合、または利金、分配金、償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑨ 第29条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

第29条（緊急措置）

法令の定めるところにより振替決済口座の振替株式等、一般債、投資信託受益権等の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第30条（保護預り約款等の適用）

この総合取引約款に定めのない事項については保護預り約款等、他の約款・規定が適用されるものとします。

第31条（合意管轄）

お客さまと当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第32条（投資一任取引への準用）

第2節ないし本節の規定は、投資一任取引の場合に準用します。

付則

この改正は、2022年1月4日から施行いたします。

第2章 保護預り約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客さまと当社との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定められるものです。

第2条（保護預り証券）

- (1) 当社は、金商法第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも市場性のないもの等は都合によりお預りしないことがあります。
- (2) 当社は、前項によるほか、お預りした証券が振替決済にかかるものであるときは、金融商品取引所および決済会社が定めるところによりお預りします。
- (3) この約款に従ってお預りした証券を以下「保護預り証券」といいます。

第3条（保護預り証券の保管方法および保管場所）

当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- ① 保護預り証券については、当社において責任を持って安全確実に保管します。ただし、当社の指定する保管機関等に保管する場合があります。
- ② 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混合して保管します。
- ③ 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券または投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客さまの同銘柄の証券と混合して保管することがあります。
- ④ 前号による保管は、大券をもって行うことがあります。

第4条（混合保管等に関する同意事項）

前条の規定により混合して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。

- ① お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数または額に応じて共有権または準共有権を取得すること
- ② 新たに証券をお預りするときまたはお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預りまたはご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客さまと協議を要しないこと

第5条（混合保管中の債券抽選償還が行われた場合の取扱い）

混合して保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定および償還額の決定等については、当社が定める社内規定により公正かつ厳正に行います。

第6条（当社への届出事項）

- (1) 当社所定の書類に押印された印影および記載された住所・氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名または名称、生年月日、共通番号等とします。
- (2) お客さまが、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する

優先出資証券および投資証券（以下「株券等」といいます。）にかかる名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届いただけます。この場合、「パスポート」、「在留カード」、「特別永住者証明書」等の書類をご提出願うことがあります。

第7条 （保護預り証券の口座処理）

- (1) 保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。
- (2) 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、または他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取り扱います。ただし、機構が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。
- (3) 当社は前項のうち、他の金融商品取引業者等の口座への振替による移管の依頼については、あらかじめ、当社所定の事務手続料をいただくことがあります。
- (4) 当社は前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それらから充当することがあります。また、料金のお支払がないときは、振替移管のご請求には、応じないことがあります。

第8条 （担保にかかる処理）

お客さまが保護預り証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。

第9条 （お客さまへの連絡事項）

- (1) 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客さまにお知らせします。
 - ① 名義書換または提供を要する場合には、その期日
 - ② 混合保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還額
 - ③ 最終償還期限
 - ④ 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告
- (2) 残高照合のためのご報告は第1章（総合取引約款）第14条によりお客さまにお知らせします。
- (3) 当社が届出のあった名称、住所に宛てて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第10条 （名義書換等の手続きの代行等）

- (1) 当社は、ご依頼があるときは株券等の名義書換、併合、分割または株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。
- (2) 前項の場合は、所定の手続料をいただきます。

第11条 （償還金等の代理受領）

保護預り証券の償還金（混合保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）または利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。

第12条 （受領書の交付）

- (1) 当社は、お客さまより手持ちの有価証券等の寄託を受ける場合、受領書を交付します。
- (2) 受領書を受取らないで、当社の役職員（外務員を含みます）に有価証券を保護預りとして、お預けにならないでください。

第13条 （保護預り証券の返還）

保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社所定の書類に所要事項を記載のうえ届出印を押印して提出してください。

第14条 （保護預り証券の返還に準ずる取扱い）

当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。

- ① 保護預り証券を売却される場合
- ② 保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合
- ③ 当社が第11条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合

第15条 （保護預り管理料）

- (1) この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する翌月末日までとします。
- (2) この契約は、お客さままたは当社からお申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。
- (3) 当社は、口座を設定したときは、その設定時および口座設定後1年を経過することに所定の料金をいただくことがあります。
- (4) 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それらから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、保護預り証券の返還のご請求には応じ

ないことがあります。

第16条 (公示催告等の調査等の免除)

当社は、保護預り証券にかかる公示催告の申立て、除権決定の確定、保護預り株券にかかる喪失登録等についての調査およびご通知はしません。

第17条 (振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)

有価証券の無券面化を柱とする「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替法」といいます。)に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当社がお客さまからお預りしている有価証券であって、あらかじめお客さまから同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。

第18条 (個人情報等の取扱い)

米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) 上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報 (氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報) を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織
- ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国人またはその他の組織
- ③ FATCA の枠組みに参加していない金融機関 (米国内国歳入法 1471 条および 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)

第19条 (投資一任取引への準用)

本約款第 1 条ないし第 18 条の規定は、投資一任取引の場合に準用します。

第 3 章 振替決済口座管理約款

第1条 (約款の趣旨)

- (1) この約款は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替法」といいます。)に基づく振替決済制度において取り扱う有価証券 (以下「振替有価証券」といいます。)にかかるとお客さまの口座 (以下「振替決済口座」といいます。)の利用に関し、お客さまと当社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
- (2) この約款に記載する振替機関とは、振替法の定めるところにより、国債 (以下「振替国債」といいます。)については日本銀行、一般債 (以下「振替一般債」といいます。)、短期社債等 (以下「振替短期社債等」といい、振替一般債と振替短期社債等を総称して「振替一般債等」といいます。) および投資信託受益権 (以下「振替投信」といいます。)、ならびに株式等 (以下「振替株式等」といい、上場投資信託受益権 (以下「振替上場投信」といいます。) および受益証券発行信託の受益権 (以下「振替受益権」といいます。) を含みます。) については株式会社証券保管振替機構 (以下「機構」といいます。) を示すものとします。
- (3) この約款における振替一般債等および振替投信の範囲については、機構の社債等に関する業務規程に、振替株式等については株式等の振替に関する業務規程に定めるものとします。
- (4) この約款における上位機関等とは、振替国債については日本銀行および当社が指定する直接参加者、振替株式等、振替一般債および振替投信については機構および当社が指定する直接参加者の総称です。(以下「上位機関等」といいます。)

第2条 (振替決済口座)

- (1) お客さまの振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。
- (2) 振替決済口座には、振替機関が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合、質権の目的である振替有価証券の記載または記録をする内訳区分 (以下「質権欄」といいます。) と、それ以外の振替有価証券の記載または記録をする内訳区分 (以下「保有欄」といいます。) とを別に設けて開設します。
- (3) 当社は、お客さまが振替有価証券についての権利を有するものに限り、振替決済口座に記載または記録します。

第3条 (振替決済口座の開設)

- (1) お客さまは、振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ当社所定の申込書 (以下「申込書」といいます。) により申込むものとします。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
- (2) 当社は、お客さまから申込書による振替決済口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設します。
- (3) 振替決済口座は、本約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および

振替機関が定める業務規程その他の定めに従って取扱います。

- (4) 当社は、本約款の交付をもって、お客さまが、振替法その他の法令および振替機関が定める業務規程ならびに振替機関が講ずる必要な措置および振替機関が定める振替業の業務処理方法に従うことにつき同意したものととして取り扱います。

第4条 (加入者情報の取扱いに関する同意)

当社は、原則として、振替決済口座に機構が定める振替有価証券にかかる記載または記録が行われた場合には、お客さまの加入者情報（氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）について、振替制度に関して機構の定めるところにより取扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第5条 (加入者情報の他の口座機関への通知の同意)

当社が、前条に基づき機構に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客さまが他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第5条の2 (共通番号情報の取扱いに関する同意)

当社は、お客さまの共通番号情報（氏名または名称、住所、共通番号）について、株式会社等の振替制度に関して機構の定めるところにより取扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者および受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第6条 (機構からの通知に伴う振替口座簿の記載または記録内容の変更に関する同意)

機構から当社に対し、お客さまの氏名もしくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨またはお客さまが法律により振替株式等にかかる名義書換の制限が行われている場合の外国人等である旨もしくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載または記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第7条 (発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出)

(1) 当社は、お客さまが発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出を行うときは、その取次を当社に委託することにつき同意したものととして取扱います。

(2) 前項の発行者に対する届出の取次は、お客さまが新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投信または振替受益権については、次の各号に定める通知等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知または総受益者通知（以下第 36 条において「総株主通知等」といいます。）
- ② 個別株主通知、個別投資主通知または個別優先出資者通知
- ③ 株主総会資料、投資主総会資料または優先出資者総会資料の書面交付請求（第 24 条(2)に規定する書面交付請求をいいます。）

第8条 (発行者に対する振替決済口座の所在の通知)

当社は、振替株式の発行者が会社法第 198 条第 1 項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客さまが同条項に規定する株主または登録株式質権者である旨を機構に通知したときは、機構がお客さまの振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第9条 (振替制度で指定されていない文字の取扱い)

お客さまが当社に対して届出を行った氏名もしくは名称または住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換することがあることにつきご同意いただいたものとして取り扱います。

第10条 (振替の申請)

(1) お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている振替有価証券について、次に定める場合を除き、当社に対し振替の申請ができるものとします。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
- ② 法令の規定により禁止された譲渡または質入れにかかるものその他振替機関が定めるもの
- ③ 振替機関の定める振替制限日を振替日とするもの
- ④ 振替一般債等の償還期日または繰上償還期日において振替を行うもの
- ⑤ 振替一般債等の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日または利子支払期日の前営業日において振替を行うもの
- ⑥ 振替投信の収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
- ⑦ 振替投信の償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間

(以下「振替停止期間」といいます。)内の営業日において振替を行うもの(当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

- ⑧ 振替投信の償還日翌営業日において振替を行うもの(振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
- ⑨ 振替投信の販社外振替(振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。)を行うための振替の申請においては、次に掲げる日において振替を行うもの
 - イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日(振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。)
 - ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
- ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日(当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
- ニ 償還日前営業日(当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

ホ 償還日

ヘ 償還日翌営業日

- ⑩ 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受付けないもの
- (2) お客さまが振替の申請を行うにあたっては、その4営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入のうえ記名し、届出の印鑑を押印して提出するものとし、
- ① 当該振替において減少および増加の記載または記録がされるべき振替有価証券の銘柄および金額、数量
 - ② お客さまの振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
 - ③ 前号の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載または記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、新投資口予約権者、優先出資者または受益者(以下本条において「株主等」といいます。)の氏名または名称および住所ならびに上記①の数量のうち当該株主等ごとの数量
 - ④ 特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者(以下本条において「特別株主等」といいます。)の氏名または名称および住所ならびに上記①の数量のうち当該特別株主等ごとの数量
 - ⑤ 振替先口座および直近上位機関の名称
 - ⑥ 振替先口座において、増加の記載または記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
 - ⑦ 前号の口座において増加の記載または記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量ならびに当該株主等の氏名または名称および住所ならびに当該株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等
- ⑧ 振替を行う日
- (3) お客さまは前項①の数量については、振替機関が定める最低数量の整数倍(振替投信の場合は投資信託約款に定める単位(同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位)が最低数量超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。)となるよう提示しなければなりません。
- (4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、上記(2)⑤の記入は必要ないものとします。また、同⑥については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。
- (5) お客さまが当社に振替有価証券の買取りの請求をされる場合、前各項の手続きをまたずに振替有価証券の振替の申請があったものとして取り扱います。
- (6) 上記(2)の振替の申請(振替先欄が保有欄であるものに限り、)を行うお客さまは、振替有価証券を同⑤の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替有価証券の株主等の氏名または名称および住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

第11条 (他の口座管理機関との振替)

- (1) 当社は、お客さまから申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができるものとします。ただし、当該他の口座管理機関において、お客さまから振替の申出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、当該他の口座管理機関が振替を受付けない場合、当社は振替の申出を受付けないものとします。
- (2) 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、お客さまはあらかじめ当社

所定の手続きによりお申し込みください。

- (3) 当社で振替有価証券を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項(当社および口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄が質権欄の別、加入者口座番号等)をご連絡いただくこととします。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われなことがあります。
- (4) お客さまのご依頼により当社の口座から他の口座管理機関の口座へ振替の手続を行う場合は、当社所定の手続料をいただく場合があります。

第12条 (担保の設定)

お客さまの振替有価証券について、当社が認めた場合に限り、当社所定の方法により担保の設定を行うことができます。

第13条 (お客さまが担保権者となる場合)

お客さまが振替有価証券の担保権者となる場合は、当社と担保管理にかかる契約を結んでいただけます。お客さまが担保権者となる振替有価証券の管理は当該契約に基づく当社所定の手続きにより行ないます。

第14条 (登録質権者となるべき旨の申出)

お客さまが質権者である場合には、お客さまの振替決済口座の質権欄に記載または記録されている質権の目的である振替株式、振替投資口または振替優先出資について、当社に対し、登録株式質権者、登録投資口質権者または登録優先出資質権者となるべき旨の申出をすることができます。

第15条 (担保振替有価証券の取扱い)

- (1) お客さまは、その振替決済口座の保有欄に記載または記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投信または振替受益権について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出または特別受益者の申出をすることができます。
- (2) お客さまは、振替の申請における振替元口座または振替先口座の加入者である場合には、振替機関に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載または記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保上場投資信託受益権および担保受益権または株式買取請求にかかる振替株式、投資口買取請求にかかる振替投資口、新株予約権付社債買取請求にかかる振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求にかかる振替新株予約権および新投資口予約権買取請求にかかる振替新投資口予約権(以下「担保振替有価証券」といいます。)の届出をしようとするときは、当社に対し、担保振替有価証券の届出の取次ぎの請求をするものとします。
- (3) お客さまは、担保振替有価証券の届出の記録における振替元口座または振替先口座の加入者である場合には、当該記録にかかる担保振替有価証券についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保振替有価証券の数量についての記載または記録がなくなったときまたは当該記録にかかる株式買取請求にかかる振替株式、投資口買取請求にかかる振替投資口、新株予約権付社債買取請求にかかる振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求にかかる振替新株予約権もしくは新投資口予約権買取請求にかかる振替新投資口予約権についてその買取りの効力が生じたときもしくはその買取請求の撤回の承諾後に当該記録における振替先口座に当該振替株式、当該振替投資口、当該振替新株予約権付社債、当該振替新株予約権もしくは当該振替新投資口予約権の数についての記載もしくは記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、振替機関に対する担保振替有価証券の届出の記録の解除につき届出の取次ぎの請求をするものとします。

第16条 (担保設定者となるべき旨の申出)

- (1) お客さまが質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載または記録されている質権の目的である振替株式等(登録質の場合は振替株式、振替投資口または振替優先出資)について、当社に対し、振替株式等の質権設定者(登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者または登録優先出資質権設定者)となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。
- (2) お客さまが特別株主、特別投資主、特別優先出資者または特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載または記録がされている担保の目的である振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投信または振替受益権について、当社に対し、特別株主、特別投資主、特別優先出資者または特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

第16条の2 (権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引にかかる特約)

- (1) 当社が、お客さまによる権利確定日(権利確定日が休業日である場合にはその前営業日をいいます。以下本条において同じ。)を受渡日とする上場株券等(取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券または受益

証券発行信託の受益証券をいいます。以下本条において同じ。)の買付けに関し、当社所定の決済時限までに渡方金融商品取引業者または渡方登録金融機関から当社に対し当該買付けの上場株券等の引渡しが行われないこと(以下「フェイル」といいます。)を確認した場合について、当該権利確定日にかかるお客さまの株主等(株主、優先出資者、受益権者または投資主をいいます。以下本条において同じ。)としての権利を保全するため、お客さまは当社との間で次の各号に定める事項について同意するものとします。

- ① 当社が、お客さまから当該権利確定日において当社に対し、当該上場株券等の借入れの申込みがあったものとする
 - ② 前号のお客さまからの申込みに対し、当社は、お客さまの株主等としての権利を保全するために可能な範囲で承諾すること(需給状況等により、当社はお客さまからの当該上場株券等の借入れの申込みを承諾しない場合があります。)および本件貸借取引(前号のお客さまからの申込みに対し、本号により成立した貸借取引をいいます。次号において同じ。)に関しては個別の株券等貸借取引契約を締結することなく本特約の定めに従い処理されること
 - ③ 本件貸借取引の貸借期間は、当該権利確定日からその翌営業日までの間とし、お客さまの貸借料は無償とすること
 - ④ 当社は、当社の上位機関から、当該上位機関が日本証券金融株式会社から借り入れたフェイルとなった上場株券等と同種、同量の上場株券等を借り入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、お客さまに貸し出すこと
 - ⑤ お客さまは、当社が貸し出した上場株券等を担保として当社に提供することおよび当社がお客さまから担保として受け入れた上場株券等を前号記載の当社による借入の担保として当社の上位機関に差し入れ、当該上位機関が当社から担保として受け入れた上場株券等を前号記載の当該上位機関による借入の担保として日本証券金融株式会社に差し入れること
 - ⑥ 権利確定日の翌営業日に、当社はお客さまから担保として提供を受けた上場株券等を返還し、お客さまは当社から借り入れた当該上場株券等を当社に返済すること
 - ⑦ 上記④および⑤に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同時に行われるものとし、お客さま、当社、当社の上位機関および日本証券金融株式会社の振替決済口座の振替により行うこと。また、前号の担保として提供を受けた上場株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借入れの目的物である上場株券等の返済債務が全て履行されたものとみなし、当社がお客さまから担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除すること
- (2) 次の各号に掲げる事由がお客さままたは当社のいずれか一方に発生したことにより、当社がお客さまから担保として提供を受けた上場株券等を当社が返還することができなくなった場合または当社がお客さまに貸し出した上場株券等をお客さまが返済できなくなった場合、当社がお客さまから提供を受けた上場株券等にかかる返還請求権と当社がお客さまに貸し出した株券等貸借取引の貸出しにかかる返済請求権とを相殺するものとします。
- ① 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始または特別清算開始の申立てがあったとき
 - ② 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき
 - ③ 租税公課の滞納により差押えを受けたとき
 - ④ 支払を停止したとき
 - ⑤ 本特約上相手方に対して有する上場株券等の返還請求権もしくは返済請求権に対して保全差押えまたは差押えの命令、通知が發送されたとき、または当該返還請求権もしくは返済請求権の譲渡または質権設定の通知が發送されたとき
 - ⑥ 手形交換所または電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - ⑦ 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき
 - ⑧ 書面により、本特約上相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、または支払能力がないことを認めたととき
- (3) 上記(1)および(2)に基づく双方の一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、第三者に譲渡または質入れすることはできません。
- (4) お客さまから担保として提供を受けた上場株券等について、当社が当該上場株券等を担保提供した当社の上位機関および当該上位機関が当該上場株券等を担保提供した日本証券金融株式会社は、機構の定めるところにより、お客さまを権利確定日における株主等として確定するための手続きを行います。
- (5) お客さまが当社との間で本件特約とは別に「株券等貸借取引に関する基本契約書」を締結している場合でも、上記(1)から(4)、以下(6)および(7)の取扱いが優先して適用

されます。ただし、これらの取扱いを希望されない場合には、お客さまは、いつでもその旨を当社に申し出ることができます。

- (6) 上記(1)に基づき、当社がお客さまに対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量および貸出期間に加えお客さまおよび当社名を記載した書面（お客さまから担保として提供された上場株券等について、上記(1)⑤に基づき、当社が当社の上位機関に担保として提供し、当該上位機関が日本証券金融株式会社に対し担保として提供した上場株券等の種類、銘柄および株式数を記載した書面を含みます。以下「貸出報告書」といいます。）を交付いたします。（電磁的方法により通知する場合：上記(1)に基づき、当社がお客さまに対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量および貸出期間について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供いたします。）
- (7) 前項にかかわらず、お客さまと当社は、お客さまから特段の申し出がない限り、貸出報告書の交付を行わないことに合意するものとします。

第17条（信託の受託者である場合の取扱い）

お客さまが信託の受託者である場合には、お客さまは、その振替決済口座に記載または記録がされている振替株式等について、当社に対し、信託財産である旨の記載または記録をすることを請求することができます。

第18条（振替先口座等の照会）

- (1) 当社は、お客さまから振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客さまからの振替の申請において示された振替先口座にかかる加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。
- (2) お客さまが振替株式等の質入れ、担保差入れまたは株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求もしくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客さまから同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座にかかる加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。
- (3) お客さまが当社に対する振替株式等の質入れ、担保差入れまたは株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求もしくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客さまから同意を得ているときは、当社は機構に対し、振替元口座にかかる加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

第19条（分離適格振込国債にかかる元利分離申請）

- (1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載または記録されている分離適格振込国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。
差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離またはその申請を禁止されたもの
- (2) 前項に基づき、お客さまが元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。
- ① 減額の記載または記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄および金額
 - ② お客さまの振替決済口座において減額および増額の記載または記録がされるべき種別
- (3) 前項①の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

第20条（分離元本振込国債等の元利統合申請）

- (1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載または記録されている分離元本振込国債および分離利息振込国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。
差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合またはその申請を禁止されたもの
- (2) 前項に基づき、お客さまが元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。
- ① 増額の記載または記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄および金額
 - ② お客さまの振替決済口座において減額および増額の記載または記録がされるべき種別
- (3) 前項①の金額は、その分離振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示していただきます。

第21条（抹消申請の委任）

- (1) 当社は、振替決済口座に記載または記録されている振替有価証券について、お客さまから当社に対し振替法に基づく抹消の申請が行なわれた場合には、振替機関が定める

ところに従いお客さまに代わって手続きをするものとします。

ただし、振替上場投信または振替受益権について、機構が定める場合には抹消の申請をすることはできません。

- (2) 当社は、振替決済口座に記載または記録されている振替有価証券について、お客さまの請求による解約、償還（分離利息振込国債にあっては利子の支払）、繰上償還または定時償還、振替投信における信託の併合が行なわれる場合には、当該振替有価証券について、お客さまから当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任されたものとし、当該委任に基づき、お客さまに代わって手続きをするものとします。

第22条（償還金、利金、解約金および収益分配金の代理受領等）

- (1) お客さまは、その振替決済口座に記載または記録がされている振替有価証券について、当社に対し、元利金の支払いの請求を委任するものとします。
- (2) お客さまの振替決済口座に記載または記録されている振替有価証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金および定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）、利金、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、上位機関等が支払者から受取り、当社がお客さまに代わって上位機関等からこれを受領し、お客さまのご請求に応じて当社からお客さまにお支払いします。

第23条（振替株式等の発行者である場合の取扱い）

- (1) お客さまが振替株式、振替投資口または振替優先出資の発行者である場合には、お客さまの振替決済口座に記載または記録がされているお客さまの発行する振替株式、振替投資口または振替優先出資（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）について、当社に対し、一部抹消の申請をすることができます。
- (2) お客さまは、その振替決済口座の保有欄に記載または記録がされている株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求または新投資口予約権買取請求の目的で振替を受けた振替株式、振替投資口、振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権について、当社に対し、反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知または反対新投資口予約権者の通知をしていただきます。

第24条（個別株主通知等の取扱い）

- (1) お客さまは、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出（振替法第 154 条第 4 項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることができます。
- (2) お客さまは、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第 325 条の 5 第 1 項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託及び投資法人に関する法律第 94 条第 1 項に基づく投資主総会資料の書面交付請求および協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 40 条第 4 項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。
- (3) 上記(1)、(2)の場合は、当社所定の手続料をいただきます。

第25条（単元未満株式の買取請求等）

- (1) お客さまは、当社に対し、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求および発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求をすることができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。
- (2) 前項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求および発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求等については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に請求の効力が生じます。
- (3) お客さまは、上記(1)の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求を行うときは、当該買取請求にかかる単元未満株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行うものとします。
- (4) お客さまは、上記(1)の単元未満株式の発行者への売渡請求の取次ぎの請求を行うときは、当該売渡請求にかかる発行者への売渡代金の支払いは、当社を通じて行うものとします。
- (5) お客さまは、上記(1)の取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求を行うときは、当該取得請求にかかる取得請求権付株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行うものとします。
- (6) 上記(1)の場合は、所定の手続料をいただきます。

第26条（会社の組織再編等にかかる手続き）

- (1) 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割または無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加もしくは減少の記載または記録を行います。
- (2) 当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加もしくは減少の記載または記録を行います。

第27条 (振替上場投資信託受益権の併合等にかかる手続き)

- (1) 当社は、振替上場投信の併合または分割に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加または減少の記載または記録を行います。
- (2) 当社は、信託の併合に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加または減少の記載または記録を行います。

第28条 (振替受益権の併合等にかかる手続き)

- (1) 当社は、振替受益権の併合または分割に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加または減少の記載または記録を行います。
- (2) 当社は、信託の併合または分割に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加または減少の記載または記録を行います。

第29条 (配当金等に関する取扱い)

- (1) お客さまは、金融機関預金口座または株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座(以下「預金口座等」といいます。)への振込みの方法により配当金または分配金(以下本条において「配当金等」といいます。)を受領しようとする場合には、当社に対し、当社所定の方法により発行者に対する配当金等を受領する預金口座等の指定(以下「配当金等振込指定」といいます。)の取次ぎの請求をすることができます。
- (2) お客さまは、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座(以下「登録配当金等受領口座」といいます。)への振込みにより、お客さまが保有する全ての銘柄の配当金等を受領する方法(以下「登録配当金等受領口座方式」といいます。)またはお客さまが発行者から支払われる配当金等の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客さまのために開設する振替決済口座に記載または記録された振替株式等の数量(当該発行者にかかるものに限りです。)に応じて当社に対して配当金等の支払いを行うことにより、お客さまが配当金等を受領する方式(以下「株式数等比例配分方式」といいます。)を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金等振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。
- (3) お客さまが前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、同意したものと取り扱います。
 - ① お客さまの振替決済口座に記載または記録がされた振替株式等の数量にかかる配当金等の受領を当社または当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。
 - ② お客さまが振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載または記録された振替株式等の数量にかかる配当金等の受領を当該他の口座管理機関または当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。
 - ③ 当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関および当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと。
 - ④ お客さまに代理して配当金等を受領する口座管理機関の商号または名称、当該口座管理機関が配当金等を受領するために指定する金融機関預金口座および当該金融機関預金口座ごとの配当金等の受領割合等については、発行者による配当金等の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。
 - ⑤ 発行者が、お客さまの受領すべき配当金等を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金等の支払債務が消滅すること。
 - ⑥ お客さまが次の事項に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと。
 - イ 機構に対して、株式数等比例配分方式に基づく加入者の配当金等の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者
 - ロ 直接口座管理機関
 - ハ 他の者から株券喪失登録がされている株券にかかる株式(当該株式の銘柄が振替株式であるものに限りです。)の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券にかかる株券喪失登録者である加入者または会社法第225条第1項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者
 - ⑦ お客さまが受領する配当金について当社は、「金銭の振込先指定方式」の取扱いを行

わないこと。

- (4) 登録配当金等受領口座方式または株式数等比例配分方式を現に利用しているお客さまは、配当金等振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

第30条 (振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等)

- (1) 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権について、信託契約および機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います(信託財産の発行者が所在する国または地域(以下「国等」といいます。))の諸法令、慣行および信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。)

なお、当該転換により取得した信託財産については、この約款によらず、当社が別に定める約款により管理することがあります。

- (2) 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権の信託財産について、信託契約および機構の規則等その他の定めに従って、当該振替受益権への転換請求の取次ぎの手続きを行います(信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行および信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。)

第31条 (振替受益権の信託財産の配当等の処理)

振替受益権の信託財産にかかる配当金または収益分配金等の処理、新株予約権等(新株予約権の性質を有する権利または株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。)その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、処理することとします。

第32条 (振替受益権の信託財産にかかる議決権の行使)

振替受益権の信託財産にかかる株主総会(受益者集会を含む。以下同じ。)における議決権は、お客さまの指示により、当該振替受益権の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。

第33条 (振替受益権にかかる議決権の行使等)

振替受益権にかかる受益者集会における議決権の行使または異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客さまが行うものとします。

第34条 (振替受益権の信託財産にかかる株主総会の書類等の送付等)

振替受益権の信託財産にかかる株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利または利益に関する諸通知および振替受益権にかかる信託決算の報告書の送付等は、当該振替受益権の受託者が信託契約に定める方法により行います。

第35条 (振替受益権の証明書の請求等)

- (1) お客さまは当社に対し、振替法第127条の27第3項の書面の交付を請求することができます。
- (2) お客さまは、振替法第127条の27第3項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替受益権について、振替の申請または抹消の申請をすることはできません。

第36条 (総株主通知等にかかる処理)

- (1) 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投信および振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ。)における株主(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投信および振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者または登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。)の氏名または名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄および数量、その他機構が定める事項を報告します。
- (2) 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主通知等の対象となる銘柄である振替株式等の発行者(振替上場投信にあっては発行者および受託者。次項において同じ。)に対し、通知株主等の氏名または名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄および数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客さまについて、当社または他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客さまと同一の者であると認めるときは、その同一の者にかかる通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。
- (3) 機構は、発行者に対して通知した前項の通知株主等にかかる事項について、株主確定日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。
- (4) 当社は、振替上場投信または振替受益権について、機構が定めるところにより、お客さまの氏名または名称およびその他機構が定める情報が、総受益者通知において、振

替上場投信の発行者および受託者または振替受益権の発行者に対して提供されることにつき、お客さまにご同意いただいたものとして取り扱います。

第37条 (振替新株予約権等の行使請求等)

- (1) お客さまは、当社に対し、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄にかかる株主確定日、元利払期日および当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
- (2) お客さまは、当社に対し、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求および当該新株予約権行使請求にかかる払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄にかかる株主確定日および当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
- (3) お客さまは、当社に対し、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている振替新投資口予約権について、発行者に対する新投資口予約権行使請求および当該新投資口予約権行使請求にかかる払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新投資口予約権行使により交付されるべき振替投資口の銘柄にかかる投資主確定日および当社が必要と認めるときは当該新投資口予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
- (4) 上記(1)、(2)または(3)の発行者に対する新株予約権行使請求または新投資口予約権行使請求および当該新株予約権行使請求または新投資口予約権行使請求にかかる払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとし、この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。
- (5) お客さまは、上記(1)、(2)または(3)に基づき、振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求または新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求または新投資口予約権行使請求をとする振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただいたものとし、
- (6) お客さまは、前項に基づき、振替新株予約権または振替新投資口予約権について新株予約権行使請求または新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使または新投資口予約権行使にかかる払込金の振込みを委託していただいたものとし、
- (7) お客さまの振替決済口座に記載または記録されている振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権について、新株予約権行使期間または新投資口予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該振替新株予約権または振替新投資口予約権の抹消を行います。
- (8) お客さまは、当社に対し、上記(1)の請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。
- (9) 上記(1)から(8)の場合は、所定の手続料をいただきます。

第38条 (振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い)

- (1) 振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券または新投資口予約権証券を発行するときは、お客さまは、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券または新投資口予約権証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券または新投資口予約権証券は、当社がお客さまに代わって受領し、これをお客さまに交付するか、もしくは保護預り口座等でお預りします。
- (2) 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客さまの氏名または名称および住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第39条 (振替新株予約権付社債にかかる振替口座簿記載事項の証明書の交付請求)

- (1) お客さま(振替新株予約権付社債権者である場合に限り)は、当社に対し、振替口座簿のお客さまの口座に記載または記録されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第 194 条第 3 項各号に掲げる事項を証明した書面(振替法第 222 条第 3 項に規定する書面をいいます。)の交付を請求することができます。
- (2) お客さまは、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請または抹消の申請をすることはできません。また、お客さまは、反対新株予約権付社債権者が振替法第 222 条第 5 項に規定する書面の交付を受けたときは、当該反対

新株予約権付社債権者が当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請をすることはできません。

(3) 上記(1)の場合は、所定の手続料をいただきます。

第40条 (振替口座簿記載事項の証明書の交付または情報提供の請求)

(1) お客さまは、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客さまの口座に記載または記録されている事項を証明した書面（振替法第277条に規定する書面をいいます。）の交付または当該事項にかかる情報を電磁的方法により提供することを請求することができます。

(2) 当社は、当社が備える振替口座簿のお客さまの口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客さまの口座に記載または記録されている事項を証明した書類の交付または当該事項にかかる情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接または機構を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付または当該事項にかかる情報を電磁的方法により提供します。

(3) 上記(1)の場合は、所定の料金をいただきます。

第41条 (口座管理料)

(1) 当社は、振替決済口座を開設したときは、その開設時および振替決済口座開設後1年を経過することに所定の料金をいただくことがあります。

(2) 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することができます。また、料金のお支払いがないときは、振替有価証券等の償還金、利金、収益分配金および売却代金等の支払いのご請求には応じないことがあります。

第42条 (当社の連帯保証義務)

上位機関等が振替法に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限りません。）に対して負うこととされている、次に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証します。

① 振替有価証券の振替手続きを行った際、上位機関等において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録にかかる義務を履行しなかったことにより生じた振替有価証券の超過分（当該振替有価証券を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、利金、解約金、収益分配金、振込国債の元利金および振替受益権の受益債権にかかる債務の支払いをする義務

② 分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録にかかる義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債および当該国債と名称および記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振込国債および当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払いをする義務

③ その他、上位機関等において、振替法に定める超過記載または記録にかかる義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第43条 (振替有価証券の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

(1) 当社は、振替機関において取り扱う振替有価証券のうち、当社が指定販売会社となっていない投資信託受益権の銘柄その他当社が定める一部の振替有価証券の取扱いを行わない場合があります。

(2) 当社は、当社における振替有価証券の取扱いについて、お客さまにその取扱いの可否を通知します。

第44条 (機構非関与銘柄の振替の申請)

お客さまの口座に記載または記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金および利金を取り扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。）について、お客さまが振替の申請を行う場合には、あらかじめ当社に対し、その旨をお申出いただきます。

第45条 (他の口座管理機関等から振替を受けた一般債の取扱い)

(1) 他の口座管理機関等から振替を受けた一般債について、当社が募集・売出し等の取扱いを行っていなかった銘柄である場合等は、買取りの請求に応じられない場合があります。

(2) 前項の場合、当該銘柄に関する情報を提供できない場合があります。

第46条 (解約等)

(1) 第1章(総合取引約款)第16条の規定に該当したときは、この契約は解除されます。

(2) 次の各号のいずれかに該当するお客さまが契約を解約する場合には、速やかに振替有価証券等を他の口座管理機関に開設したお客さまの振替決済口座へお振替えいただく

か、他の口座管理機関に開設したお客さまの振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。

- ① お客さまの振替決済口座に振替有価証券等についての記載または記録がされている場合
 - ② お客さまが融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等にかかる株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者もしくは受益者として記載もしくは記録されているとき、お客さまが他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出もしくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者であるときまたはお客さまが他の加入者による反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知もしくは反対新投資口予約権者の通知における反対株主、反対投資主、反対新株予約権付社債権者、反対新株予約権者もしくは反対新投資口予約権者であるとき
 - ③ お客さまの振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整新投資口予約権数、調整優先出資数、調整上場投資信託受益権口数または調整受益権数にかかる振替株式等についてお客さまの振替決済口座に増加の記載または記録がされる場合
- (3) 上記(1)、(2)による振替有価証券等の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、売却代金等の預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- (4) 当社は、前項の不足額を引取りの日に第41条(1)の方法に準じて自動引落しすることができますものとします。この場合、第41条(2)に準じて売却代金等の預り金から充当することができますものとします。

第47条 (解約時の取扱い)

前条に基づく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている振替株式等および金銭については、当社の定める方法により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第48条 (個人情報等の取扱い)

- (1) お客さまの個人情報(氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。)の一部または全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者および受託者ならびに機構を通じて他の口座管理機関(以下「機構等」といいます。)に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客さまの個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。
- (2) 米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性がある当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。
 - ① 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織
 - ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国人またはその他の組織
 - ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法1471条および1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)

第49条 (社債的受益権の取扱いに関する各規定の読み替え)

この約款における社債的受益権(機構の社債等に関する業務規程に規定する「特定目的信託の社債的受益権」をいいます。)の取扱いは、下表のとおり読み替えます。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条	利子支払期日	配当支払期日
第22条	償還金(繰上償還金および定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。)	償還金(繰上償還金および定時償還金を含みます。以下同じ。)
	元利金	償還金および配当
第22条、第42条および第	利金	配当

第50条（投資一任取引への準用）

本約款第1条ないし第49条の規定は、投資一任取引の場合に準用します。

第4章 特定口座にかかる上場株式等保管委託約款**第1条（約款の趣旨）**

- (1) この約款は、お客さま（個人のお客さまに限りません。）が当社において設定する租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定する特定口座に関する取扱いを定めることを目的とするものです。
- (2) お客さまと当社の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、この約款に定めがない場合は、諸法令および「証券総合サービス約款集」等当社の約款ならびに規定に定めるところによるものとします。

第2条（特定口座開設届出書等の提出）

- (1) お客さまが、当社所定の方法により、あらかじめ、以下の書類を当社に提出または提示することにより、特定口座の開設を申込みものとし、当社がこれを承諾した場合に、特定口座の開設および特定口座を通じた取引を行うことができるものとします。ただし、当社に複数の特定口座を開設することはできないものとします。

- ① 特定口座開設届出書
- ② 当社所定の本人確認書類

- (2) お客さまが、当社所定の方法により、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書（以下本項において「当該選択届出書」といいます。）を提出したときは、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する特例（以下、「源泉徴収」といいます。）の適用を受けるものとします。

なお、当該選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客さまから源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、その年において最初に当該特定口座にかかる特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時より前に、当該選択届出書の提出があったものとみなします。

- (3) お客さまが、当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。

第3条（特定保管勘定における保管の委託等）

上場株式等の保管の委託等は、特定口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において行います。

第4条（所得金額等の計算）

当社は、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得金額の計算を、租税特別措置法、所得税法その他の関係法令等の規定に基づき行います。

第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲等）

当社は、お客さまの特定口座に設けられた特定保管勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等にかかる上場株式等を除きます。）のみを受入れます。

- ① 特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎおよび代理を含みます。）により取得をした上場株式等または当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等
- ② 当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客さまの特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等であって、お客さまが当社に開設した特定口座に所定の方法により移管（一部移管の場合には、同一銘柄の特定口座内保管上場株式等が全て移管される場合に限りません。）された上場株式等
- ③ 当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限りません。）または同条第4項に規定する売出しにより取得した上場株式等
- ④ 贈与・相続（限定承認にかかるものを除きます。以下同じです。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認にかかるものを除きます。以下同じです。）により取得した当該贈与した者、当該相続にかかる被相続人または当該遺贈にかかる包括遺贈者の当社に開設していた特定口座、租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座、同法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座または特定口座以外の口座（非課税口座および未成年者口座を除きます。以下「相続等一般口座」といいます。）に引続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により、当社の当該お客さまの特定口座に移管（一部移管の場合には、同一銘柄

柄の特定口座内保管上場株式等がすべて移管される場合に限ります。) することにより受入れる上場株式等

- ⑤ お客さまが贈与、相続または遺贈により取得した当該贈与をした者、当該相続にかかる被相続人または当該遺贈にかかる包括遺贈者の当社以外の金融商品取引業者等に開設していた特定口座または相続等一般口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該お客さまの特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
- ⑥ お客さまが、次に掲げる事由により取得した上場株式等であって、特定口座内保管上場株式等を基因とし、保管の委託等、関係法令の定めにより特定保管勘定への受入れが認められているもの
 - イ 株式等の分割または併合
 - ロ 株式等無償割当て
 - ハ 法人の合併
 - ニ 投資信託の併合
 - ホ 法人の分割
 - ヘ 株式分配
 - ト 株式交換等
 - チ 取得請求権付株式等の請求権の行使
 - リ 新株予約権等の行使
 - 又 上場株式等償還特約付社債（EB）償還で取得する株式
- ⑦ その他、租税特別措置法施行令および関係法令等で定められた上場株式等

第6条（譲渡の方法）

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に定められる方法のいずれかにより行います。

第7条（源泉徴収）

- (1) 当社は、お客さまから特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けたときは、租税特別措置法、地方税法その他関係法令の規定に基づき、株式等の譲渡による所得にかかる所得税および地方税の源泉徴収を行います。
- (2) 前項の源泉徴収を行う口座における特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価のうち、お客さまの株式累積投資取引にかかる共有株式について付与された新株予約権の売却代金その他譲渡後直ちに再投資に充てられるものについて、その譲渡により生じた特定口座内調整所得金額に定められた税率を乗じて計算した金額の再投資を行わないことがあります。
- (3) 前項の規定は、外国証券に付与された新株予約権の売却処分にかかる所得についても適用します。
- (4) 外貨決済による上場株式等の譲渡にかかる所得の源泉徴収は、当社が定める方法により行います。

第8条（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

- (1) 特定口座からの上場株式等の全部または一部の払出しを希望される場合には、当社所定の書類を提出していただきます。
- (2) 特定口座からの上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当社は、お客さまに対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第2号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに規定する取得日および当該取得日にかかる数等を、書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

第9条（特定口座内保管上場株式等の移管）

当社は、第5条②に規定するお客さまの特定口座への移管は、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項および第11項の定めるところにより行います。

第10条（贈与・相続または遺贈等による特定口座への受入）

当社は、第5条④、⑤、⑦に規定する上場株式等のうち、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号、第4号、第15号、第22号、第25号および第26号の移管による上場株式等の受入れは、それぞれ同項第3号、第4号、第15号、第22号、第25号または第26号および同条第15項から第17項までもしくは同条第19項から第21項までもまたは同法第25条の10の5に定めるところにより行います。

第11条（年間取引報告書等の送付）

当社は、特定口座を開設しているお客さまに対して、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書2通を作成し、翌年1月31日（第12条によりこの契約が解除されたときは、当社はその解除日の属する月の翌月末日）までに、1通をお客さまに交付し、1通を所轄の税務署長に提出します。

ただし、お客さまが開設した特定口座において、その年中に上場株式等の譲渡および上場株式等の配当等の受入れが行われなかった場合は、租税特別措置法第37条の11の3第

8項の定めるところにより、お客さまからの請求があった場合のみ、翌年1月31日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに交付いたします。なお、お客さまからの請求がなく特定口座年間取引報告書をお客さまに交付しない場合でも、所轄の税務署長には提出いたします。

第12条（契約の解除）

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- ① お客さまが当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
- ② お客さまが租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項に規定する出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合において、同法第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書が当社に対して提出されたものとみなされたとき
- ③ お客さまの相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

第13条（特定口座を通じた取引）

お客さまが特定口座を開設している場合、当社との間で行う上場株式等の取引に関しては、特に申出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。

第14条（特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付）

特定口座内公社債等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客さまに対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等にかかる1単位当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。

第15条（特定口座にかかる事務）

特定口座に関する事項の細目については、関係法令およびこの約款に規定する範囲内で、当社が定めるものとします。

第16条（投資一任取引への準用）

本約款第1条ないし第15条の規定は、投資一任取引の場合に準用します。

第5章 特定口座にかかる上場株式配当等受領委任に関する約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客さまが租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等にかかる所得計算および源泉徴収等の特例を受けるために当社に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、同条第4項第1号に規定される要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）

- (1) 当社はお客さまの源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等（租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。）に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされている上場株式等にかかるものに限り、）のみを受入れます。
 - ① 租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等（同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。）で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - ② 租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - ③ 租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - ④ 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
- (2) 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客さまに交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

第3条（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）

- (1) お客さまが租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等にかかる所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日の5営業日前までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項および同法

施行令第 25 条の 10 の 13 第 2 項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。

- (2) お客さまが租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等にかかる所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日の 5 営業日前までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 3 項および同法施行令第 25 条の 10 の 13 第 4 項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。

第4条 (特定上場株式配当等勘定における処理)

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定(上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定)において処理いたします。

第5条 (所得金額等の計算)

源泉徴収選択口座内配当等にかかる所得計算は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 6 項および関連政省令の規定に基づき行われます。

第6条 (契約の解除)

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- ① お客さまから租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
- ② お客さまが租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 1 項に規定する出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合において、同法第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定する特定口座廃止届出書が当社に対して提出されたものとみなされたとき
- ③ お客さまの相続人から租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 8 に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

第7条 (投資一任取引への準用)

本約款第 1 条ないし第 6 条の規定は、投資一任取引の場合に準用します。

第 6 章 特定管理口座約款

第1条 (約款の趣旨)

この約款は、お客さまが当社に設定する租税特別措置法第 37 条の 11 の 2 第 1 項に規定する特定管理口座(以下「特定管理口座」といいます。)の開設等について、お客さまと当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条 (特定管理口座の開設)

当社に特定口座を開設しているお客さまが特定管理口座の開設を申込むに当たっては、当社に対し特定管理口座開設届出書を提出しなければなりません。

第3条 (特定管理口座における保管の委託等)

当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式または公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託(以下「保管の委託等」といいます。)は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。ただし、第 11 章(非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款)または第 12 章(未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款)に定める非課税口座から特定口座に移管された上場株式等が次のいずれかに該当する場合は、特定管理口座への移管対象になりません。

- ① 金融商品取引所への上場が廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれのある銘柄として指定されている期間内に移管されたもの
- ② 金融商品取引業協会の定める規則に基づき、店頭管理銘柄株式として指定されている期間内に移管されたもの

第4条 (譲渡の方法)

- (1) 特定管理口座において保管の委託等がされている特定管理株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法により行います。
- (2) 前項の規定にかかわらず、お客さまが、当社に対して、特定管理株式等の売委託の注文または当社に対する買い取りの注文を出すことができない場合があります。
- (3) 前項の規定により、お客さまが当社に対して特定管理株式等にかかる注文を出すことができない場合には、お客さまが特定管理株式等を譲渡される前に、当該特定管理株式等を特定管理口座から払い出すことといたします。

第5条 (特定管理株式等の譲渡、払出しに関する通知)

特定管理口座において特定管理株式等の譲渡、全部または一部の払出しがあった場合には、当社は、お客さまに対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡または払出しをした当該特定管理株式等に関する一定の事項を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第6条 (特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)

特定管理口座で管理している特定管理株式等の発行会社について清算終了等の一定の事実が生じ、当該特定管理株式等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客さまに対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、価値喪失株式等にかかる1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。

第7条 (契約の解除)

(1) 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- ① お客さまから特定管理口座の廃止の届出があった場合
 - ② お客さまから租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
 - ③ お客さまが租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項に規定する出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合において、同法第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書が当社に対して提出されたものとみなされたとき
 - ④ お客さまの相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
- (2) 前項の規定にかかわらず、前項②の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出しまたは価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。

第7章 外国証券取引口座約款

第1節 総則

第1条 (約款の趣旨)

- (1) この約款は、お客さまと当社との間で行う外国証券（日本証券業協会または金融商品取引所が規則に定める外国証券をいいます。以下同じ。）の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。
- (2) お客さまは、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」といいます。）、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場（店頭市場を含む。以下同じ。）に取り次ぐ取引（以下「外国取引」といいます。）および外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」といいます。）ならびに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行にかかる準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」といいます。）である場合には、当該外国証券の口座に記載または記録される数量の管理を含む。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。

なお、上記の国内委託取引、外国取引および国内店頭取引については、信用取引にかかる売買および信用取引により貸付けを受けた買付代金または売付有価証券の弁済にかかる売買を除くものとします。

第2条 (外国証券取引口座による処理)

お客さまが当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」（以下「本口座」といいます。）により処理します。

第3条 (遵守すべき事項)

お客さまは、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令ならびに当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所（以下「当該取引所」といいます。）、日本証券業協会および決済会社（株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいいます。以下同じ。）の定める諸規則、決定事項および慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、外国証券の発行者（預託証券については、預託証券にかかる預託機関をいいます。以下同じ。）が所在する国または地域（以下「国等」といいます。）の諸法令および慣行等に関し、当社から通知を受けたときは、その通知に従うものとします。

第2節 外国証券の国内委託取引

第4条 (外国証券の混合寄託等)

- (1) お客さまが当社に寄託する外国証券（外国株式等および外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」といいます。）は、混合寄託契約により寄託するものとします。当社が備えるお客さまの口座に当該お客さまが有する数量が記録または記載される外国株式等および外国新株予約権（以下「振替証券」といいます。）については、当社は諸法令ならびに決済会社の定める諸規則、決定事項および慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、お客さまの有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。
- (2) 寄託証券は、当社の名義で決済会社に混合寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合

は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社にかかる口座に記載または記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載または記録するものとします。

- (3) 前項により混合寄託される寄託証券または決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」といいます。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等または決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」といいます。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令および慣行ならびに現地保管機関の諸規則等に従って保管または管理します。
- (4) お客さまは、上記(1)の寄託または記録もしくは記載については、お客さまが現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

第4条の2 （寄託証券にかかる共有権等）

- (1) 当社に外国証券を寄託したお客さまは、当該外国証券および他のお客さまが当社に寄託した同一銘柄の外国証券ならびに当社が決済会社に寄託し決済会社に混合保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社にかかる口座に外国株式等を記載または記録されたお客さまは、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載または記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該お客さまに与えられることとなる権利を取得します。
- (2) 寄託証券にかかるお客さまの共有権は、当社がお客さまの口座に振替数量を記帳した時に移転します。振替証券にかかるお客さまの権利は、当社がお客さまの口座に振替数量を記載または記録した時に移転します。

第5条 （寄託証券等の我が国以外の金融商品市場での売却または交付）

- (1) お客さまが寄託証券等を我が国以外の金融商品市場において売却する場合または寄託証券等の交付を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社または当社の指定する保管機関（以下、「当社の保管機関」といいます。）に保管替えし、または当社の指定する口座に振り替えた後に、売却またはお客さまに交付します。
- (2) お客さまは、前項の交付については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

第6条 （上場廃止の場合の措置）

- (1) 寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社または当社の指定する保管機関に保管替えし、または当社の指定する口座に振り替えます。
- (2) 前項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までにお客さまから返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等にかかる券面が廃棄されることにつき、お客さまの同意があったものとして取り扱います。

第7条 （配当等の処理）

- (1) 寄託証券等にかかる配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配および外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産にかかる給付を含む。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的または形式的な保有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則もしくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則または外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的または形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。
 - ① 金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等および外国受益証券発行信託の受益証券等）にあっては分配金支払取扱銀行。以下同じ。）を通じお客さま宛てに支払います。
 - ② 株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含む。以下同じ。）が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券および外国受益証券発行信託の受益証券等にかかるこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。）の場合は、次のイまたはロに定める区分に従い、当該イまたはロに定めるところにより、取り扱います。

イ 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合
以外の場合

決済会社が、寄託証券等について、株式配当にかかる株券の振込みを指定し、お客さまが源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当にかかる株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振込むものとし、1株（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等および外国受益証券発行信託の受益証券等）にあって

は 1 ロ（投資法人債券に類する外国投資証券等にあつては 1 証券）、カバードワラントにあつては 1 カバードワラント、外国株預託証券にあつては 1 証券。以下同じ。）未満の株券および決済会社が振込みを指定しないときまたは決済会社が振込みを指定しお客さまが国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社が当該株式配当にかかる株券を売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関（外国投資信託受益証券等および外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益権事務取扱機関、外国投資証券等にあつては投資口事務取扱機関または投資法人債事務取扱機関、カバードワラントにあつてはカバードワラント事務取扱機関。以下同じ。）を通じお客さま宛てに支払います。ただし、お客さまが寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当にかかる株券または株券の売却代金は受領できないものとします。

- ロ 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合
お客さまは源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当にかかる株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振込むものとします。ただし、1 株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じお客さま宛てに支払うものとします。
- ③ 配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じお客さま宛てに支払うものとします。
- ④ 上記②の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社または当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。
- (2) お客さまは、前項①に定める配当金、同項②イおよびロに定める売却代金ならびに同項③に定める金銭（以下「配当金等」といいます。）の支払方法については、当社所定書類により当社に指示するものとします。
- (3) 配当金等の支払いは、すべて円貨により行います（円位未満の端数が生じたときは切り捨てる。）。
- (4) 前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行（(1)①に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあつては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。）が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場（当該配当金支払取扱銀行がこれよることが困難と認める場合にあつては、受領を確認した後、最初に定める対顧客直物電信買相場）によります。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令または慣行等により、外貨の国内への送金が不可能もしくは困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとします。
- (5) 上記(1)各号に規定する配当等の支払手続きにおいて、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令または慣行等により費用を支払った場合の当該費用は、お客さまの負担とし、配当金から控除するなどの方法によりお客さまから徴収します。
- (6) 配当等に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関および決済会社または当社が行います。
- (7) 決済会社は、上記(1)および(3)の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保することまたは外貨により行うことができるものとします。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとします。

第8条（新株予約権等その他の権利の処理）

寄託証券等にかかる新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。

- ① 新株予約権等が付与される場合は、次のイまたはロに定める区分に従い、当該イまたはロに定めるところにより、取り扱います。

イ 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合
以外の場合

お客さまが所定の時限までに新株式（新たに割り当てられる外国株券等をいいます。以下同じ。）の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客さまに代わって当該新株予約権等を使用して新株式を引受け、当社を通じて本口座に振込むものとし、お客さまが所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときまたは決済会社が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却処分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令もしくは慣行等によりまたは市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部または一部を売却できないときは、当該全部または一部の新株予約権等はその効力を失います。

- 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合、決済会社が新株予約権等を受領し、当社を通じ本口座に振込みます。この場合において、お客さまが所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客さまに代わって当該新株予約権等を行行使して新株式を引受け、当社を通じて本口座に振込むものとし、お客さまが所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとします。
- ② 株式分割、無償交付、減資または合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券および外国受益証券発行信託の受益証券等にかかるこれらと同じ性質を有するものを含む。）により割り当てられる新株式は、決済会社を受領し、当社を通じ本口座に振込みます。ただし、1株未満の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。
- ③ 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定しお客さまが源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社を受領し、当社を通じ本口座に振込むものとし、1株未満の株券および決済会社が振込みを指定しないときまたは決済会社が振込みを指定しお客さまが国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じお客さまに支払うものとし、ただし、お客さまが寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券または株券の売却代金は受領できないものとします。
- ④ 上記①から③以外の権利が付与される場合は、決済会社が定めるところによります。
- ⑤ 上記①イ、②および③により売却処分した代金については、前条(1)②イならびに同条(2)から(5)までおよび(7)の規定に準じて処理します。
- ⑥ 上記①の払込代金および③の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社または当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

第9条（払込代金等の未払い時の措置）

お客さまが、新株予約権等の行使にかかる払込代金その他外国証券の権利行使を行うためまたは株式配当を受領するため当社に支払うことを約した代金または源泉徴収税額相当額を、所定の時限までに当社に支払わないときは、当社は、任意に、お客さまの当該債務を履行するために、お客さまの計算において、当該引受株券の売付契約等を締結することができるものとします。

第10条（議決権の行使）

- (1) 寄託証券等（外国株預託証券を除く。以下この条において同じ。）にかかる株主総会（外国投資信託受益証券等および外国受益証券発行信託の受益証券等にかかる受益者集会ならびに外国投資証券等にかかる投資主総会および投資法人債権者集会を含む。以下同じ。）における議決権は、お客さまの指示により、決済会社が行使します。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しません。
- (2) 前項の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し所定の書類により行うものとします。
- (3) 上記(1)の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等にかかる株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、お客さまが株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該発行者に送付する方法により、お客さまが行使するものとします。
- (4) 上記(1)および(3)の規定にかかわらず、決済会社は、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社が当該寄託証券等にかかる株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合またはお客さまが当該寄託証券等にかかる株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

第10条の2（外国株預託証券にかかる議決権の行使）

- (1) 外国株預託証券に表示される権利にかかる外国株券等にかかる株主総会における議決権は、お客さまの指示により、当該外国株預託証券の発行者が行使します。ただし、この指示をしない場合は、当該発行者は議決権を行使しません。
- (2) 前条(2)の規定は、前項の指示について準用するものとします。
- (3) 上記(1)の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利にかかる外国株券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等にかかる株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、お客さまが株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通

じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、お客さまが行使するものとし
ます。

- (4) 上記(1)および(3)の規定にかかわらず、決済会社は、外国株預託証券に表示される権
利にかかる外国株券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社を通じて当該
外国株預託証券の発行者が当該外国株券等にかかる株主総会においてその有する議決
権を統一しないで行使することができない場合またはお客さまが当該外国株券等にか
かる株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議
決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

第11条 (株主総会の書類等の送付等)

- (1) 寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等(外国株預託証券を除く。)または
外国株預託証券に表示される権利にかかる外国株券等にかかる株主総会に関する書類、
事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主(外国投資信託受益証券等および
外国受益証券発行信託の受益証券等)については受益者、外国投資証券等)については投資
主または投資法人債権者、外国株預託証券)については所有者)の権利または利益に
関する諸通知は、株式事務取扱機関がお客さまの届出た住所宛てに送付します。
- (2) 前項の諸通知の送付は、当該取引所が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する
日刊新聞紙による公告または株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることができる
ものとします。

第3節 外国証券の外国取引および国内店頭取引ならびに募集もしくは売出 しの取扱いまたは私募の取扱い

第12条 (売買注文の執行地および執行方法の指示)

お客さまの当社に対する売買の種類、売買注文の執行地および執行方法については、当社
の応じ得る範囲内でお客さまがあらかじめ指示するところにより行います。

第13条 (注文の執行および処理)

お客さまの当社に対する売買注文ならびに募集および売出または私募にかかる外国証券
の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。

- ① 外国取引ならびに募集および売出または私募にかかる外国証券の取得の申込みに
ついては、当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時
と約定日時とがずれることがあります。
- ② 当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。
- ③ 国内店頭取引については、お客さまが希望し、かつ、当社がこれに応じ得る場合に
行います。
- ④ 外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。
- ⑤ 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客さま宛てに取引報告書を送付
します。

第14条 (受渡日等)

取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

- ① 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日(その日が休
業日に当たる場合は、その後の直近の営業日)を約定日とします。
- ② 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客さまとの間で別途取り決める場合
を除き、約定日から起算して3営業日目とします。

第15条 (外国証券の保管、権利および名義)

当社がお客さまから保管の委託を受けた外国証券の保管、権利および名義の取扱いについ
ては、次の各号に定めるところによります。

- ① 当社は、お客さまから保管の委託を受けた外国証券の保管については、当社の保管
機関に委任するものとします。
- ② 前号に規定する保管については、当社の名義で行われるものとします。
- ③ お客さまが有する外国証券(みなし外国証券を除く。)が当社の保管機関に保管され
た場合には、お客さまは、適用される準拠法および慣行の下で、当社の保管機関に
おける当社の当該外国証券にかかる口座に記載または記録された当該外国証券にか
かる数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量にかかる権利の性質に基づき保
管されます。
- ④ 前号の規定は、みなし外国証券について準用します。この場合において前号中「外
国証券(みなし外国証券を除く。)が当社の保管機関に保管された」とあるのは「み
なし外国証券にかかる数量が当社の保管機関における当社の口座に記載または記録
された」と、「当該外国証券にかかる数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該
みなし外国証券にかかる数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。
- ⑤ 上記③の場合において、お客さまは、適用される準拠法の下で、当該外国証券にか
かる証券または証書について、権利を取得するものとします。
- ⑥ お客さまが有する外国証券にかかる権利は、当社が本口座に振替数量を記載または
記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。

- ⑦ お客さまが権利を有する外国証券につき名義人を登録する必要がある場合は、その名義人は当社の保管機関または当該保管機関の指定する者としてします。
- ⑧ お客さまが権利を有する外国証券につき、売却、保管替えまたは返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、お客さまは、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。
- ⑨ お客さまは、前号の保管替えおよび返還については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。
- ⑩ お客さまが権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消にかかる残高を抹消するとともに、お客さまが特に要請した場合を除き、当該外国証券にかかる券面は廃棄されたものとして取り扱います。

第16条 (選別基準に適合しなくなった場合の処理)

外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、お客さまの希望により、当社はお客さまが購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、またはその解約の取次ぎに応じます。

第17条 (外国証券に関する権利の処理)

当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- ① 当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子および収益分配金等の果実ならびに償還金は、当社が代わって受領し、お客さま宛てに支払います。この場合、支払手続において、当社が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客さまの負担とし当該果実または償還金から控除するなどの方法によりお客さまから徴収します。
- ② 外国証券に関し、新株予約権等が付与される場合は、原則として売却処分のため、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。ただし、当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令もしくは慣行等によりまたは市場の状況により、当社が当該新株予約権等の全部または一部を売却できないときは、当該全部または一部の新株予約権等はその効力を失います。
- ③ 株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併または株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の金融商品市場における売買単位未満の株式は、お客さまが特に要請した場合を除きすべて売却処分のため、その売却代金を上記①の規定に準じて処理します。
- ④ 前号の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、お客さまが特に要請した場合を除きすべて売却処分のため、その売却代金を上記①の規定に準じて処理します。
- ⑤ 外国証券に関し、上記①から④以外の権利が付与される場合は、お客さまが特に要請した場合を除きすべて売却処分のため、その売却代金を上記①の規定に準じて処理します。
- ⑥ 株主総会、債権者集会、受益権者集会または所有者集会等における議決権の行使または異議申立てについては、お客さまの指示に従います。ただし、お客さまが指示をしない場合には、当社は議決権の行使または異議の申立てを行いません。
- ⑦ 上記①に定める果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税にかかる軽減税率または免税の適用、還付その他の手続については、当社が代わってこれを行うことがあります。

第18条 (諸通知)

- (1) 当社は、保管の委託を受けた外国証券につき、お客さまに次の通知を行います。
 - ① 募集株式の発行、株式分割または併合等株主または受益者および所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知
 - ② 配当金、利子、収益分配金および償還金などの通知
 - ③ 合併その他重要な株主総会議案に関する通知
- (2) 前項の通知のほか、当社または外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資証券にかかる決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、お客さまの希望した場合を除いて当社は送付しません。

第19条 (発行者からの諸通知等)

- (1) 発行者から交付される通知書および資料等は、当社においてその到達した日から3年間（海外CDおよび海外CPについては1年間）保管し、閲覧に供します。ただし、お客さまが送付を希望した場合は、お客さまに送付します。
- (2) 前項ただし書により、お客さま宛ての通知書および資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券にかかるものを除き、その都度お客さまが当社に支払うものとします。

第20条 (諸料金等)

- (1) 取引の執行に関する料金および支払期日等は次の各号に定めるところによります。
- ① 外国証券の外国取引については、我が国以外の金融商品市場における売買手数料および公租公課その他の賦課金ならびに所定の取次手数料を第14条②に定める受渡期日までにお客さまが当社に支払うものとします。
 - ② 外国投資信託証券の募集および売出しまたは私募にかかる取得の申込みについては、ファンド所定の手数料および注文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を目論見書等に記載された支払期日までにお客さまが当社に支払うものとします。
- (2) お客さまの指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度お客さまが当社に支払うものとします。

第21条 (外貨の受払い等)

外国証券の取引にかかる外貨の授受は、原則として、お客さまが自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

第22条 (金銭の授受)

- (1) 本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社とお客さまとの間における金銭の授受は、円貨または外貨(当社が応じ得る範囲内でお客さまが指定する外貨に限る。)によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決めまたは指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。
- (2) 前項の換算日は、売買代金については約定日、第17条①から④までに定める処理にかかる決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。

第4節 雑則

第23条 (取引残高報告書の交付)

- (1) お客さまは、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、お客さまが請求した場合には、取引にかかる受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。
- (2) 前項の規定にかかわらず、お客さまは、当社がお客さまに対して契約締結時交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引にかかる受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。
- (3) 当社は、当社がお客さまに対して取引にかかる受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引にかかる受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的に取引残高報告書を交付することがあります。

第24条 (届出事項)

お客さまは、住所(または所在地)、氏名(または名称)、印鑑および共通番号等を当社所定の書類により当社に届出するものとします。

第25条 (届出事項の変更届出)

お客さまは、当社に届出た住所(または所在地)、氏名(または名称)、共通番号等に変更のあったとき、または届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届出するものとします。

第26条 (届出がない場合等の免責)

前条の規定による届出がないか、または届出が遅延したことにより、お客さまに損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

第27条 (通知の効力)

お客さま宛て、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他お客さまの責に帰すべき事由により、延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したのものとして取り扱うことができるものとします。

第28条 (口座管理料)

お客さまは、この約款に定める諸手続の費用として、当社の定めるところにより、口座管理料を当社に支払うものとします。

第29条 (契約の解除)

- (1) 第1章(総合取引約款)第16条の規定に該当したときは、この契約は解除されます。
- (2) 前項に基づく契約の解除に際しては、当社の定める方法により、保管する外国証券および金銭の返還を行うものとします。なお、保管する外国証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客さまの指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行うものとします。

第30条 (免責事項)

次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。

- ① 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受または保管の手続等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害

- ② 電信または郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- ③ 当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

第31条 (準拠法および合意管轄)

- (1) 外国証券の取引に関するお客さまと当社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とします。ただし、お客さまが特に要請し、かつ、当社がこれに応じた場合には、その要請のあった国の法律とします。
- (2) お客さまと当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。

第32条 (約款の変更)

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

第33条 (個人データ等の第三者提供に関する同意)

- (1) お客さまは、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該お客さまの個人データ(住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に依りて必要な範囲に限る。)が提供されることがあることに同意するものとします。
 - ① 外国証券の配当金、利子および収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税にかかる軽減税率または免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関またはこれらの者から当該手続にかかる委任を受けた者
 - ② 預託証券に表示される権利にかかる外国証券の配当金、利子および収益分配金等の果実に対し我が国以外の国等において課せられる源泉徴収税にかかる軽減税率または免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者もしくは保管機関またはこれらの者から当該手続にかかる委任を受けた者
 - ③ 外国証券または預託証券に表示される権利にかかる外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内または我が国以外の法令または金融商品取引所等の定める規則(以下「法令等」といいます。)に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使もしくは義務の履行、実質株主向け情報の提供または広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券の発行者もしくは保管機関または当該預託証券に表示される権利にかかる外国証券の発行者もしくは保管機関
 - ④ 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局(当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。)が、マネー・ローンダリング、証券取引にかかる犯則事件または当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が、裁判所または裁判官の行う刑事手続に使用されないことおよび他の目的に利用されないことが明確な場合 当該監督当局、当該外国証券の売買にかかる外国証券業者または保管機関
- (2) 米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。
 - ① 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織
 - ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織
 - ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法1471条および1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)

第8章 累積投資取引約款

第1条 (約款の趣旨)

この約款は、お客さまと当社との投資信託の受益権の累積投資に関する取決めです。当社は、本章の規定に従って投資信託の受益権の累積投資の委任に関する契約(以下本章において「契約」といいます。)をお客さまと締結いたします。

第2条 (累積投資の種類および申込み)

- (1) お客さまは、買付を希望する投資信託の受益権の種類に応じて、当該投資信託の「目論見書」に記載する累積投資コース（以下「コース」といいます。）ごとに、第1章（総合取引約款）に定める方法により申込みものとします。
- (2) 既に他のコースにおいて上記方法により申込みがおこなわれ契約が締結されているときは、第1回目の払込みをもって当該コースの契約の申込みが行われたものとします。

第3条 (金銭の払込み)

- (1) お客さまは、投資信託の受益権の買付にあてるため、随時その代金（以下「払込金」といいます。）を当該投資信託の「目論見書」に記載するコースごとに払込むことができます。ただし、お客さまが第1章（総合取引約款）第2条(1)⑯に定める取引をご利用になる場合を除いて、第1回目の払込金はこれを各コース申込みのときに払込むものとします。
- (2) 前項の払込金は、当該投資信託の「目論見書」に記載する金額を下らない額とします。

第4条 (買付方法・時期および価額)

- (1) 当社は、各コースにかかる当該投資信託の「目論見書」に記載する方法により、遅滞なく当該投資信託の受益権の買付を行います。
- (2) 前項の買付価額は、当該投資信託の「目論見書」に記載する価額とし所定の手数料等を加えた額といたします。
- (3) 買付けられた投資信託の受益権の所有権およびその果実または元本に対する請求権は、当該買付のあった日からお客さまに帰属するものとします。

第5条 (投資信託の受益権の保管)

- (1) この契約によって買付けられた投資信託の受益権は、これを他の寄託契約により保管する同一種類の投資信託の受益権と混合して保管いたします。
- (2) お客さまは、その指定する投資信託の受益権と同一種類の投資信託の受益権に限り、この契約以外によって取得したものを、この契約に基づく投資信託の受益権として当社に寄託することができます。
- (3) 当社は、この契約による投資信託の受益権については、その保管に際し、これを大券に取りまとめて行うことがあります。
- (4) 当社は、この契約による投資信託の受益権については、その保管に際し、当社で保管することに代えて、当社名義で信託銀行に保管することがあります。
- (5) 上記(1)から(4)までの規定により混合して保管する投資信託の受益権については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。
 - ① 寄託された投資信託の受益権と同銘柄の投資信託の受益権に対し、寄託された投資信託の受益権の額に応じて共有権または準共有権を取得すること。
 - ② 新たに投資信託の受益権を寄託するときまたは寄託された投資信託の受益権を返還するときは、その投資信託の受益権の寄託または返還については、同銘柄の投資信託の受益権を寄託している他のお客さまと協議を要しないこと。
- (6) 当社は、当該保管にかかる投資信託の受益権の保管料を申受けることがあります。

第6条 (果実等の再投資)

- (1) 累積投資にかかる投資信託の受益権の収益分配金および償還金は、お客さまに代って当社が受領のうえ、これを当該コースに繰入れてお預りし、第4条に準じた買付をおこないます。なお、各コースにかかる当該買付は、当該投資信託の「目論見書」に記載する方法により行うものといたします。
- (2) 第11章（非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款）および第12章（未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款）に定める非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けている累積投資にかかる投資信託の収益分配金による再投資は、当社が定める方法により非課税の適用の特例を受けて買付を行います。ただし、非課税の特例の適用は第11章第5条(1)①、同章第5条の2(1)①、同章第5条の3①、同章第5条の4(1)①および第12章第5条(1)①に基づき限度額の範囲内に限ります。
- (3) 前項にかかわらず、非課税の特例の適用を受けている累積投資にかかる投資信託の収益分配金の再投資のうち、当社が定めるところにより非課税の適用の特例を受けた買付を行わない場合があります。

第7条 (投資信託の受益権または金銭の返還)

- (1) 当社は、この契約に基づく投資信託の受益権または金銭についてはお客さまからその返還を請求されたときに返還いたします。ただし、投資信託の受益権については、お客さまの振替決済口座へお振替いたします。
- (2) 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は、当該請求にかかる投資信託の受益権または金銭を届出印の押印された所定の受領書と引換えに、取引店においてお客さまに返還いたします。ただし、投資信託の受益権については、お客さまの振替決済口座へお振替いたします。なお、各コースにかかる当該返還は、当該投資信託の「目論見書」に記載する方法により行うものといたします。

第8条 (キャッシング(即日引出))

- (1) お客さまは、前条の返還請求に基づき当社が引渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う日の当日に受取りを希望する場合は、次の方法(以下「キャッシング」といいます。)によります。
- ① 当社は、MRFの残高に基づき計算した返還可能金額または500万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、MRFを担保に金銭を貸出す事ができます。ただし、お客さまの取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。
返還可能金額=返還請求日のお客さまの所有口数×返還請求日前日の基準価額
 - ② 前号のキャッシング貸出日に、当社は、キャッシングの貸出しによる金銭に相応するMRFについて、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、前条の解約請求手続きを行います。
 - ③ 前号の解約請求手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出し残高全額の返済にあてます。
当該金銭とは別に、キャッシング貸出日から当該受渡日の前日までの果実より源泉税相当額を差引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、当該受渡日の属する月の最終営業日に、貸出金利として当社がもらいうけます。
貸出金利=(解約される受益権にかかるキャッシング貸出日から当該受渡日の前日までの果実)(A)−源泉税相当額{(A)×(所得税率+住民税率)}(なお、当該貸出金利に相当する果実の明細はお客さまにお知らせしないことがあります。)
 - ④ 当社は、上記②の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、上記②の解約請求手続きに基づく金銭とキャッシングの貸出しによる金銭との差額を前号の貸出金利に加えて、お客さまに請求できるものとします。
- (2) 前項の申込およびキャッシング代金の支払は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は届出印の押印された所定の受領書と引換えに取引店においてお客さまに金銭をお引渡しいたします。

第9条 (解約)

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
- ① お客さまから解約のお申出があったとき
 - ② 当社が累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - ③ 当該投資信託受益権が償還されたとき
- (2) この契約が解約されたときは、当社は、遅滞なく保管中の投資信託の受益権およびコースの残高を取引店においてお客さまに返還いたします。ただし、投資信託の受益権については、お客さまの振替決済口座へお振替いたします。
- (3) この解約の手続きは、第7条(2)に準じておこないます。

第10条 (その他)

- (1) 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2) 第1章(総合取引約款)第28条の規定は、本章においてこれを準用いたします。

第11条 (投資一任取引への準用)

本約款第1条ないし第10条の規定は、投資一任取引の場合に準用します。

第9章 国内外貨建債券取引約款

第1条 (約款の趣旨)

この約款は、お客さまと当社との間で行う国内外貨建債券(日本国内で発行された外貨建の債券(募集および売り出しの場合の申込代金を円貨で支払うこととされているものまたは利金もしくは償還金が円貨で支払われることとされているものを含みます。))をいいます。以下同じ。)の取引に関する取決めです。

第2条 (受渡期日)

受渡期日はお客さまが当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して3営業日目とします。

第3条 (国内外貨建債券に関する権利の処理)

当社に保管された国内外貨建債券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- ① 当社に保管された国内外貨建債券の利子および償還金(記名式債券にかかる利子および償還金を除きます。以下同じ。)は、当社が代って受領し、お客さま宛てに支払います。ただし、保護預り契約または振替口座管理契約に基づいて当社に保管している有価証券の利子などの受取り方法についての特約にはこの国内外貨建債券の利子または償還金のうち外貨で支払われることとされているものは含めないものとします。また、支払手続きにおいて、当社が当該国内外貨建債券の発行者の国内の諸法令または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客さまの負担とし、

当該利子または償還金から控除することなどの方法によりお客さまから徴収します。

- ② 国内外貨建債券に関し新株予約権（新株予約権証券を除きます。）が付与される場合は、原則として売却処分のため、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。
- ③ 転換権付社債の転換権行使によりお客さまが指示しない場合には、外国証券取引口座約款に定めるところに従うものとします。
- ④ 国内外貨建債券に関し、上記①および②以外の権利が付与される場合は、お客さまが特に要請した場合を除きすべて売却処分のため、その売却代金を上記①の規定に準じて処理します。
- ⑤ 債権者集会における議決権の行使または異議申し立てについては、お客さまの指示に従います。ただし、お客さまが指示しない場合には、当社は議決権の行使または異議の申し立てを行いません。

第4条 （諸料金等）

お客さまの指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

第5条 （外貨の受払い等）

国内外貨建債券の取引にかかる外貨の授受は、原則としてお客さまが自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

第6条 （金銭の授受）

- (1) 国内外貨建債券の取引に関して行う当社とお客さまとの間における金銭の授受は、円貨または当社が応じ得る範囲内でお客さまが指定する外貨によります。この場合において、外貨と円貨の換算は、別に取り決めまたは指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。また、お客さまが外貨で受領または支払いを希望する場合には、あらかじめ当社に申出するものとします。
- (2) 前項の換算日は、売買代金については約定日、第3条①から④までに定める処理にかかる決済については当社がその全額を受領を確認した日とします。

第 10 章 MRF 自動スイープ取扱約款

第1条 （約款の趣旨）

この約款は、お客さま（個人のお客さまに限りません。）と当社との間の MRF の自動取得・自動換金（以下「MRF 自動スイープ」といいます。）に関する取扱いを定めることを目的とするものです。

第2条 （MRF自動スイープの利用）

お客さまは、当社所定の申込書に必要な事項を記入し、署名、押印のうえ申込、当社が承諾した場合に MRF 自動スイープを利用できます。

第3条 （野村MRFの口座設定）

お客さまは、証券総合サービス口座申込時に野村 MRF 口座を設定していただくものとします。

第4条 （ご入金・ご出金・野村MRF自動スイープ）

(1) ご入金の取扱い

- ① お客さまが、金銭を当社に払込む場合、特にお客さまより申出がない限り、野村 MRF の取得申込があったものとして取り扱います。
- ② なお、お客さまが、有価証券等の買付代金等の充当のために金銭を当社に払込む場合であっても、当該買付代金等の払込期日の前営業日正午までに当該払込金の受入れを当社が確認できたものについては、特にお客さまより申出がない限り、野村 MRF の取得申込があったものとして取り扱います。
- ③ 上記①にかかわらず、お客さまが有価証券等の買付代金等を超える額の金銭を払込み、当該買付代金等の払込期日の前営業日正午を過ぎて払込金の受入れを当社が確認できた場合は、その差額分についてのみ、特にお客さまより申出がない限り、野村 MRF の取得申込があったものとして取り扱います。
- ④ 上記①、②および③の場合、正午までに当社が当該払込金の受入れを確認できたものについては払込日の当日に、正午を過ぎて当社が当該払込金の受入れを確認できたものについては払込日の翌営業日に、野村 MRF をお客さまに代って取得します。

(2) ご出金の取扱い

お客さまが、当社に金銭の引出請求をおこなった場合、有価証券その他当社において取り扱う証券・証書・権利または商品の取引等によるお預り金（以下「お預り金」といいます）を優先して出金します。当該お預り金を超える額の金銭の引出請求をおこなった場合、その差額分について当日受取りを希望する場合は当社所定のキャッシング利用申込書による野村 MRF のキャッシング（即日引出）のお申込みがあったものとして取扱い、翌営業日の受取りを希望する場合、野村 MRF の換金の申込があったものとして取扱いします。

(3) 有価証券等の取引による野村 MRF の自動スイープの取扱い

① 野村 MRF の自動取得

お預り金については、特にお客さまより申出がない限り、野村 MRF の取得お申込みがあったものとして取扱い、当社は支払開始日に野村 MRF をお客さまに代って取得します。

② 野村 MRF の自動換金

有価証券等の取引等により、当社に金銭の払込が必要となる場合は、払込期日の前営業日に、野村 MRF の換金の申出があったものとして取扱い、当社が払込み期日の前営業日に野村 MRF の換金をおこないます。なお、野村 MRF の証券残高が当該金銭に満たない場合は、野村 MRF の証券残高を全て換金するものとします。(ただし、再投資前の分配金は除きます。)

(4) お客さまの取引状況等によっては上記(1)、(2)および(3)の定めと異なる取扱いをする場合があります。

第5条 (MRF自動スイープの内容等の変更)

当社は、お客さまに通知することなく、MRF 自動スイープの内容を変更することがあります。

第6条 (解 約)

(1) MRF 自動スイープは、以下のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。

- ① お客さまから MRF 自動スイープの解約の申出があった場合
- ② 野村 MRF 累積投資契約が解約された場合
- ③ やむを得ない事由により、当社が MRF 自動スイープの解約を申出た場合

(2) MRF 自動スイープを解約した場合は、野村 MRF 口座ならびに本約款第 4 条に定める取扱いを全て解約するものとします。

第7条 (免責事項)

当社は、次の事由により生じた損害については、その責を負いません。

天災地変その他不可抗力と認められる事由により本規定に定める取扱いが遅延し、または不能となったことにより生じた損害。

第8条 (申込事項等の変更)

MRF 自動スイープの利用にかかる申込書等の記載事項に変更がある場合は、当社所定の手続きによって遅滞なく当社に届出るものといたします。

第9条 (総合取引約款等の適用)

本規定に定めがないときには、「野村 MRF 目論見書」「総合取引約款」「保護預り約款」「外国証券取引口座約款」等によるものとします。

第10条 (投資一任取引への準用)

本約款第 1 条ないし第 9 条の規定は、投資一任取引の場合に準用します。

第 11 章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および 特定非課税累積投資に関する約款

第1条 (約款の趣旨)

- (1) この約款は、お客さまが租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座にかかる非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、当社に開設された非課税口座について、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号、第 4 号および第 6 号に規定する要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- (2) お客さまと当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「証券総合サービス約款集」その他の当社が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。

第2条 (非課税口座開設届出書等の提出等)

- (1) お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が別に定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項および第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 19 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日

および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

(2) 当社での再開設、および他金融機関からの変更設定

「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

(3) 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社および他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。

(4) お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出していただきます。

(5) 非課税口座廃止届出書の受付

当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

- ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定が設けられていたとき
- ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき

(6) 非課税管理勘定または累積投資勘定等の他金融機関への変更

お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。

なお、当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年にかかる特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

第3条（非課税管理勘定の設定）

(1) 非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

(2) 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

第3条の2（累積投資勘定の設定）

(1) 非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2023年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設け

られるものをいいます。以下同じ。)は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

- (2) 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。

第3条の3 (特定累積投資勘定の設定)

- (1) 非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は2024年以後の各年(以下この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)において設けられます。
- (2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。

第3条の4 (特定非課税管理勘定の設定)

非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は第3条の3の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

第4条 (非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理)

- (1) 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。
- (2) 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。
- (3) 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。

第5条 (非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

- (1) 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があつた日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものおよび租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権にかかる上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。

- ① 次に掲げる上場株式等で、第3条(2)に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管にかかる払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円(②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管にかかる払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座にかかる他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座(租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定す

る未成年者口座をいいます。以下同じ。)に設けられた未成年者非課税管理勘定(同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。)をいいます。以下この条において同じ。)から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)

② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

(2) 前項にかかわらず、当社が定めるところにより、非課税管理勘定に受け入れない上場株式等があります。

第5条の2 (累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

(1) 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号および口に掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)にかかる委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

① 第3条の2(2)に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの

② 租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等

(2) 前項にかかわらず、当社が定めるところにより、累積投資勘定に受け入れない上場株式等があります。

(3) 累積投資勘定における公募株式投資信託の取引については、販売および解約にかかる手数料、ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただきません。累積投資勘定における上場株式投資信託の取引については、買付および売却にかかる手数料の受益権の対価に対する割合の上限は1.25%以下、最低取引単位(1口または共有持分の割合である場合は1単位)は1,000円以下とし、取引口座の管理、維持にかかる口座管理料はいただきません。

第5条の3 (特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客さまが当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号および口に掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)にかかる委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

① 第3条の3(2)に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額(特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。)

② 租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等

第5条の4 (特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

(1) 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「(非

課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの、租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権にかかる上場株式等および②に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

- ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が 240 万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。)

イ 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額(特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が 1,200 万円を超える場合

ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が 1,800 万円を超える場合

- ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等

(2) 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。

- ① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの

- ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 14 項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第 4 条第 1 項に規定する委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同法第 67 条第 1 項に規定する規約(外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類)または信託法第 3 条第 1 号に規定する信託契約において法人税法第 61 条の 5 第 1 項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資(租税特別措置法第 25 条の 13 第 15 項第 2 号に規定する目的によるものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

- ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)に租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項第 1 号および第 3 号の定めがあるもの以外のもの

第6条 (非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に受け入れる配当等の範囲等)

(1) 非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定では、当社が支払の取扱いをする非課税口座内の上場株式等にかかる配当等のみを管理します。

(2) 前項にかかわらず、当社が支払の取扱いをする配当等のうち、当社が定めるところにより、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に受入れないものがあります。

第7条 (譲渡の方法)

(1) 非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号または第 37 条の 11 第 4 項第 1 号もしくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

(2) 累積投資勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法ならびに租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する事由による上場株式等の譲

渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

- (3) 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号または第 37 条の 11 第 4 項第 1 号もしくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

第8条 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

- (1) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第 5 条(1)①口および②に規定する移管にかかるもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
- (2) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。)があった場合(同項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
- (3) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。)があった場合(同項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
- (4) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管

口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第9条 (非課税管理勘定終了時の取扱い)

- (1) 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 5 年を経過する日に終了いたします(第 2 条(6)または租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 3 項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。)
- (2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定にかかる上場株式等は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。
 - ① お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当社が別に定める期間までに当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
 - ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第9条の2 (累積投資勘定終了時の取扱い)

- (1) 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 20 年を経過する日に終了いたします(第 2 条(6)または租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 3 項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。)
- (2) 前項の終了時点で、累積投資勘定にかかる上場株式等は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。
 - ① お客さまから累積投資勘定の終了する年の当社が別に定める期間までに当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
 - ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第9条の3 (累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

- (1) 当社は、お客さまから提出を受けた第 2 条(1)の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。)から 1 年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。
 - ① 当社がお客さまから租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提示またはお客さまの同条第 7 項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所
 - ② 当社からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載した氏名および住所
- (2) 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合((1)ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座にかかる累積投資勘定に

上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第9条の4 (特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

(1) 当社は、お客さまから提出を受けた第2条(1)の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

- ① 当社がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示またはお客さまの同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所
- ② 当社からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載した氏名および住所

(2) 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座にかかる特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第9条の5 (非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)

お客さまが当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当社において速やかに課税口座への移管を行うことといたします。

第9条の6 (非課税口座の開設について)

- (1) 当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等にかかる注文等を受け付けないことといたします。
- (2) 2028年1月1日以後、当社がお客さまから「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客さまの特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客さまからの上場株式等の買付け等にかかる注文等を受け付けないことといたします。

第9条の7 (特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて)

お客さまが特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定で保有する上場株式等を特定口座に移管しようとする場合には、当該移管しようとする上場株式等と同一銘柄については、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から全て移管先の特定口座に移管する必要があります。

第10条 (手数料)

将来、法令・諸規則の変更等が行われることまたは当局等の動向等を反映して、業務その

他に影響が生じたことにより、手数料をいただくことがあります。

第11条 (非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法)

お客さまが非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式(金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF(上場証券投資信託)、上場 REIT(不動産投資信託)および上場 JDR(日本版預託証券)を含みます。)について支払われる配当金および分配金(以下「配当金等」といいます。)を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。

第12条 (非課税口座取引である旨の明示)

(1) お客さまが受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得にかかる注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限りです。)

(2) お客さまが非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客さまから、当社の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したもつから譲渡することとさせていただきます。

第13条 (異動、出国、死亡時の取扱い)

次の各号に該当したときは、法令に基づき、該当する届出書を提出していただきます。

- ① 住所、氏名等に異動があった場合は、租税特別措置法施行令第25条の13の2第1項の規定により、非課税口座異動届出書を提出していただきます。
- ② 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、租税特別措置法第37条の14第22項第2号の規定により、出国届出書を提出していただきます。
- ③ 非課税口座開設者が死亡した場合は、租税特別措置法施行令第25条の13の5の規定により、非課税口座開設者死亡届出書を提出していただきます。

第14条 (契約の解除)

(1) 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① お客さまから租税特別措置法第37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法第37条の14第22項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第24項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日)
- ③ 前条②の「出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、前条③の「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日

(2) 前項の場合、非課税管理勘定または累積投資勘定等が設けられた非課税口座から、他の保管口座へ上場株式等を移管し非課税口座を廃止します。

第12章 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款

第1節 総則

第1条 (約款の趣旨)

(1) この約款は、租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座および同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設するお客さまが、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税(以下、「未成年者口座にかかる非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、当社に開設された未成年者口座および課税未成年者口座について、同

法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号および第 6 号に規定する要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

- (2) 当社は、この約款に基づき、お客さまとの間で租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号に規定する「未成年者口座管理契約」および同項第 6 号に規定する「課税未成年者口座管理契約」（以下、両者を合わせて「本契約」といいます。）を締結します。
- (3) お客さまと当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「証券総合サービス約款集」その他の当社が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。

第 2 節 未成年者口座の管理

第 2 条 （未成年者口座開設届出書等の提出）

- (1) お客さまが未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号および同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をすとともに、当社に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受領することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。
- (2) 当社に未成年者口座を開設しているお客さまは、当社および他の証券会社もしくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」および「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。
- (3) お客さまが未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。
- (4) お客さまがその年の 3 月 31 日において 18 歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年 12 月 31 日または 2023 年 12 月 31 日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。
- (5) 当社が「未成年者口座廃止届出書」（お客さまがその年 1 月 1 日において 17 歳である年の 9 月 30 日または 2023 年 9 月 30 日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客さまが 1 月 1 日において 17 歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当社はお客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 8 号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

第 3 条 （非課税管理勘定および継続管理勘定の設定）

- (1) 未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第 15 条から第 17 条、第 19 条および第 25 条(1)を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016 年から 2023 年までの各年（お客さまがその年の 1 月 1 日において 18 歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。）の 1 月 1 日

に設けられます。

- (2) 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年においては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合においては、所轄税務署長から当社にお客さまの未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。
- (3) 未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。

第4条（非課税管理勘定および継続管理勘定における処理）

未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、当該記載もしくは記録または保管の委託にかかる口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定において処理いたします。

第5条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）

(1) 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等にかかる上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

- ① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管にかかる払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管にかかる払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

イ 受入期間内に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得をした上場株式等または当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの

ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座にかかる他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当社に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）

- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5年経過日の属する年の当社が別に定める期間までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）

- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

(2) 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

- ① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座にかかる非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当社に対し、前項①ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管にかかる払出し時の金額の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管にかかる払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定にかかる5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等

- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

第6条（譲渡の方法）

非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法（当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限ります。）または租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号または同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号もしくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

第7条（課税未成年者口座等への移管）

- (1) 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。
- ① 非課税管理勘定にかかる 5 年経過日において有する当該非課税管理勘定にかかる上場株式等（第 5 条(1)①口もしくは②または同条(2)①もしくは②の移管がされるものを除く）次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管
 - イ 5 年経過日の属する年の翌年 3 月 31 日においてお客さまが 18 歳未満である場合 当該 5 年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 当該 5 年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管
 - ② お客さまがその年の 1 月 1 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日において有する継続管理勘定にかかる上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管
- (2) 前項①イに規定する課税未成年者口座への移管ならびに前項①ロおよび②に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。
- ① お客さまが租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 5 項第 2 号、第 6 項第 2 号もしくは第 7 項において準用する同号に規定する書面を 5 年経過日の属する年の当社が別に定める期間までに提出した場合または当社に特定口座（租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に規定する特定口座をいい、前項①イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設していない場合 一般口座への移管
 - ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座（前項①イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）への移管

第8条（非課税管理勘定および継続管理勘定の管理）

非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① 災害等による返還等および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定にかかる上場株式等の金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 8 項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等にかかる有価証券のお客さまへの返還を行わないこと
- ② 当該上場株式等の第 6 条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第 37 条の 11 の 2 第 2 項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および第 17 条②において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価にかかる金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限ります。）または贈与をしないこと
 - イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号または第 7 号に規定する事由による譲渡
 - ロ 租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合にかかるものに限ります。）による譲渡
 - ハ 租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項第 5 号または第 8 号に掲げる譲渡
 - ニ 租税特別措置法施行令第 25 条の 8 第 4 項第 1 号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡
 - ホ 所得税法第 57 条の 4 第 3 項第 1 号に規定する取得請求権付株式、同項第 2 号に規定する取得条項付株式、同項第 3 号に規定する全部取得条項付種類株式または同項第 6 号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものにかかる請求権の行使、取得事由の発生または取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます。）による譲渡

- ③ 当該上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第 37 条の 11 第 3 項または第 4 項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等にかかる譲渡所得等にかかる収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）または当該上場株式等にかかる配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等にかかる同法第 9 条の 8 に規定する配当等で、当社が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないものおよび前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当社を経由して行われなかったものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託すること

第8条の2（未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法）

お客さまが支払を受ける未成年者口座内上場株式等の配当等のうち、上場株式（金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF（上場投資信託）、上場 REIT（不動産投資信託）および上場 JDR（日本版預託証券）を含みます。）について支払われる配当金および分配金（以下、「配当金等」といいます。）を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。

第9条（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止）

第7条もしくは第8条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

第10条（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知）

未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座を除きます。）への移管にかかるものに限ります。）があった場合には、当社は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該未成年者口座にかかる未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額および数、その払出しにかかる事由およびその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

第11条（継続管理勘定等への移管）

- (1) 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定にかかる 5 年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定にかかる未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。
- (2) 前項の場合において、お客さまが、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 3 号に規定する書面を 5 年経過日の属する年の当社が別に定める期間までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座または一般口座に移管いたします。

第12条（出国時の取扱い）

- (1) お客さまが、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 4 号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。
- (2) 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客さまの未成年者口座にかかる未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。
- (3) 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座にかかる非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

第3節 課税未成年者口座の管理

第13条（課税未成年者口座の設定）

課税未成年者口座（お客さまが当社または当社と租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 13 項各号に定める関係にある法人の営業所に開設している特定口座もしくは預金口座、貯金口座もしくはお客さまから預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、2 以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。

第14条（課税管理勘定における処理）

課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等をいいます。以下第 15 条から第 17 条および第 19 条において同じ。）の振替

口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託または金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、同法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託にかかる口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託がされる上場株式等または預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。

第15条（譲渡の方法）

課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同法に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法（当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限り。）または租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号または同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号もしくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

第16条（課税管理勘定での管理）

課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等にかかる譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れまたは預託いたします。

第17条（課税管理勘定の金銭等の管理）

課税未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① 災害等による返還等および上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等にかかる有価証券のお客さまへの返還を行わないこと
- ② 当該上場株式等の第 15 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価にかかる金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われぬものに限り。）または贈与をしないこと
 - イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号または第 7 号に規定する事由による譲渡
 - ロ 租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合にかかるものに限り。）による譲渡
 - ハ 租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項第 5 号または第 8 号に掲げる譲渡
 - ニ 租税特別措置法施行令第 25 条の 8 第 4 項第 1 号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡
 - ホ 所得税法第 57 条の 4 第 3 項第 1 号に規定する取得請求権付株式、同項第 2 号に規定する取得条項付株式、同項第 3 号に規定する全部取得条項付種類株式または同項第 6 号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものにかかる請求権の行使、取得事由の発生または取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます。）による譲渡
- ③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座にかかる上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

第18条（未成年者口座および課税未成年者口座の廃止）

第 16 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

第19条（重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合）

- (1) お客さまが課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の 1 月 1 日において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。
- (2) 前項の場合において、廃止される特定口座にかかる振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当社に開設されている当該特定口座以外の特定口

座に移管します。

第20条 (出国時の取扱い)

お客さまが出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3節(第15条および第19条を除く)の適用があるものとして取扱います。

第4節 口座への入出金

第21条 (課税未成年者口座への入出金処理)

- (1) お客さまが課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客さま本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。
 - ① お客さま名義の預貯金口座からの入金
 - ② お客さま名義の当社証券口座からの入金
- (2) お客さまが未成年者口座または課税未成年者口座から出金または証券の移管(以下この条において「出金等」といいます。)を行う場合には、次に定める取り扱いとなります。
 - ① お客さま名義の預貯金口座への出金
 - ② お客さま名義の証券口座への移管
- (3) 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客さままたはお客さまの法定代理人に限ることとします。
- (4) お客さまの法定代理人が(2)各号の出金等を行う場合には、当社は当該出金等に関してお客さまの同意がある旨を確認することとします。
- (5) 前項に定める同意を確認できない場合には、当社は当該出金等にかかる金銭または証券がお客さま本人のために用いられることを確認することとします。

第5節 代理人による取引の届出

第22条 (代理人による取引の届出)

- (1) お客さまの代理人が、未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。
- (2) お客さまが前項より届出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。
- (3) お客さまの法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客さまが成年に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。
- (4) お客さまの法定代理人以外の者が上記(1)の代理人となる場合には、(1)の届出の際に、当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客さまの2親等内の者に限ることとします。
- (5) お客さまの法定代理人以外の代理人が未成年者口座および課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客さまが成年に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

第23条 (法定代理人の変更)

お客さまの法定代理人に変更があった場合には、直ちに当社に届出を行っていただく必要があります。

第6節 その他の通則

第24条 (取引残高の通知)

お客さまが15歳に達した場合には、当社は未成年者口座および課税未成年者口座に関する取引残高をお客さま本人に通知いたします。

第25条 (未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示)

- (1) お客さまが受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等(未成年者口座への受入れである場合には、第3条(1)に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第14条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得にかかる注文等を行う際に当社に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。
- (2) お客さまが未成年者口座および未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出

がない場合には、未成年者口座以外の口座から譲渡することとさせていただきます。

第26条（基準年以降の手続き等）

基準年に達した場合には、当社はお客様本人に払出制限が解除された旨および取引残高を通知いたします。

第27条（非課税口座のみなし開設）

(1) 2024年以後の各年（その年1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。

(2) 前項の場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で特定非課税累積投資契約（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。

第28条（本契約の解除）

次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

- ① お客様または法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ⑤ お客様が出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年の12月31日の翌日
- ⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日

第13章 積立投資信託取扱約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様（個人のお客様に限ります。）と、当社との間の、追加型投資信託受益権（以下、「投資信託」といいます。）の定時定額購入サービス（名称、「積立投資信託」、以下、「本サービス」といいます。）に関する取決めです。お客様は本サービス内容を十分に理解し、お客様の判断と責任において本サービスを利用するものとします。

第2条（買付銘柄の選定）

- (1) 本サービスによって買付できる投資信託は、当社が選定する銘柄（以下、「選定銘柄」といいます。）の累積投資取引とします。
- (2) お客様は、選定銘柄の中から1以上の銘柄を指定し、買付の申込みを行うものとします。（指定された銘柄を以下、「指定銘柄」といいます。）

第3条（払込方法の指定）

お客様は、当社があらかじめ指定した、総合取引口座（円貨預り金を含みます。）から買付の払込を行うものとします。

第4条（申込み方法）

お客様は次の各号すべてに該当する場合に限り本サービスを利用することができます。

- ① 事前、または同時に当社所定の申込書によりお客様が当社の総合取引口座を開設済みであること。
- ② お客様が当社所定の本サービスの申込書に必要事項を記入、署名し、届出印を押印のうえ、当社へ提出し当社が承諾していること。または、お客様がオンラインサービスにて本サービスの申込みを行い、当社が承諾していること。

- ③ お申込日前営業日の総合取引口座(円預り金を含みます。)における預り資産残高(当社所定の計算による時価評価残高)が1,000万円以上であること。ただし、オンラインサービスによる申込みの場合は、預り資産残高にかかわらず、取り扱うことができるものとしします。

第5条 (申込内容の変更)

お客さまは所定の手続きによって当社に申出ることにより、払込の中止および申込内容の変更を行うことができます。

第6条 (金銭の払込み)

(1) お客さまは指定銘柄の買付にあてるため、毎月1銘柄につき1回当たりあらかじめお客さまが申出いただいた一定額の金銭(以下、「払込金」といいます。)を、お客さまが2以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、払込金の総額を総合取引口座(野村MRFからの自動換金を含みます。)からの引落しをもって行い、指定銘柄の累積投資取引により振替えるものとしします。

(2) 1銘柄当たりの払込金の額は、5,000円以上1,000円の整数倍の金額としします。

第7条 (買付の方法)

当社は、お客さまの指定銘柄の買付にかかる払込金で、当該指定銘柄の「目論見書」の記載に従って買付を行います。

第8条 (買付時期および価額)

(1) 当社は、お客さまからの払込金の受入れをもって、原則として毎月7日、17日、27日(休業日の場合はその翌営業日)に指定銘柄の買付の申込みがあったものとして取扱います。

(2) 上記(1)の指定銘柄の買付価額は、当該指定銘柄の「目論見書」に記載する取得日の価額としします。なお、販売手数料がある場合は、無料としします。

(3) 上記(1)にかかわらず、指定銘柄の委託者が買付の申込みの受付を中止または取り消した場合は、翌営業日以降最初に買付が可能になった日に買付を行います。

第9条 (返還および果実の再投資)

返還および果実の再投資は、それぞれ指定銘柄の「目論見書」の記載により行うものとしします。

第10条 (非課税口座にかかる非課税の特例の適用)

(1) お客さまは、事前に当社所定の申込書により指定銘柄別に第11章(非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款)および第12章(未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款)に定める非課税口座にかかる非課税の特例の適用を申込み、当社が承諾した場合に、本サービスを利用する指定銘柄の買付について、非課税の特例の適用を受けることができます。

(2) 複数の指定銘柄の買付もしくは指定銘柄以外の上場株式等の買付が発生する場合の非課税の特例の適用の優先順位は当社が定める方法によりします。

(3) 果実の再投資の場合の非課税の特例の適用の取扱いは当社が定める方法によりします。

第11条 (取引および残高の通知)

当社は、本サービスに基づくお客さまへの取引明細および残高明細の通知を次の各号により行うものとしします。

① 取引の明細

当社は、第7条および第8条に基づく取引の明細については、3か月に1回以上「取引残高報告書」により通知します。

② 金銭および残高明細

当社は、指定銘柄の取引明細、買付預り金および残高については、3か月に1回以上「取引残高報告書」に記載してお客さまに通知します。ただし、上記①の該当取引がない場合は、別途、1年に1回以上、お客さまに通知することがあります。

第12条 (選定銘柄の除外)

選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとしします。この場合、当社は、お客さまに遅滞なく通知するものとしします。

① 当該選定銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合

② 当該選定銘柄の買付口座数が当社の定める所定の口座数以下となった場合

③ その他当社が必要と認める場合

第13条 (解約)

本サービスは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとしします。

① お客さまが当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申出た場合

② 当社が本サービスを営むことができなくなった場合

③ 当社が本サービスの解約を申出た場合

第14条 (その他)

(1) 当社は、お客さまからお預りした金銭に対しては、いかなる名目によるかを問わず利子等はお支払いいたしません。

- (2) 第 11 条の規定に従い、お客さまに対し当社よりなされた本サービスに関する諸通知が、転居、不在その他お客さまの責に帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うことができます。
- (3) この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他その必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。
- (4) この約款に別段の定めがないときには、総合取引約款、投資信託受益権の累積投資約款および第 2 条に定める選定銘柄の「目論見書」の記載等に従うものとします。

第 14 章 外貨建 MMF 累積投資約款

第 1 条 (約款の趣旨)

この約款は、お客さまと当社との間の外貨建マネー・マーケット・ファンド受益証券（以下「外貨建 MMF」といいます。）の累積投資に関する取決めです。当社は、この約款の規定に従って外貨建 MMF の累積投資の委任に関する契約（以下「契約」といいます。）をお客さまと締結します。

第 2 条 (契約の申込み)

- (1) お客さまは、買付を希望する次の外貨建 MMF の「目論見書」に記載する方法により申込みことができます。
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの発行する「ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト」（以下「NGST」といいます。）
- (2) 上記(1)の申込みは、お客さまが所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名・押印し、これを当社に提出することによって行うものとし、当社が承諾した場合に契約が締結されるものとします。
- (3) 契約が締結されたときは、当社はただちに外貨建 MMF 累積投資口座（以下「口座」といいます。）を設定します。

第 3 条 (取引日等)

- (1) この約款の取引日とは、当社の営業日（毎年 12 月 24 日を除きます）で、かつ、NGST のサブ・ファンド別に定める次の日をいうものとします。
U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド受益証券
ルクセンブルグ、ロンドンおよびニューヨークの銀行営業日、かつニューヨーク証券取引所の取引日
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、当社は、当社が特に必要と認める日には、外貨建 MMF の取得の申込みまたは返還の請求は受け付けません。

第 4 条 (金銭の払込み)

- (1) お客さまは、外貨建 MMF の取得にあてるため、1,000 口以上 1 口単位相当額のお金（以下「払込金」といいます。）を外貨または円貨で口座に払込むことができます。
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、お客さまからお預りしている外国証券または国内外貨建債券にかかる利金、収益分配金、配当金または償還金のうち当社において当社が定める外貨で支払われるもの等により外貨建 MMF の口座に払込む場合は、1 口以上 1 口単位とします。ただし、一旦、出金した場合は、この取り扱いをいたしません。

第 5 条 (取得の申込み、時期および価額)

- (1) お客さまは、外貨建 MMF の取得を申込み場合、申込金額とその払込通貨を明示して、所定の手続きによりこれを行うものとします。
- (2) 当社は、お客さまからの取得の申込みが取引日の当社が定める時間までに行われ、かつ当社所定の事務処理が完了した場合は当日を、当社が定める時間を過ぎて行われた場合は翌取引日を申込日として、当該申込日に指定の外貨建 MMF をお客さまに代わって取得します。また、お客さまから取引日以外の日に取得の申込みがあった場合、その翌取引日に当該申込みがあったものとして取り扱います。
- (3) 上記(2)の申込みがあった場合、申込みがあった日の翌営業日までに払込金を受入れます。なお、当社においては、原則、払込金をお預けいただいたのち、申込みをお受けします。
- (4) 上記(2)の取得価額は、申込みを受領した取引日または受領したと見做された取引日に計算される 1 口当たりの純資産価格とします。
- (5) 上記(1)および(2)の規定にかかわらず、当社は、申込日の 1 口当たりの純資産価格が当初設定時の 1 口当たりの純資産価格を下回った場合には、当該外貨建 MMF の取得の申込みに応じないものとします。
- (6) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、重大なテロ、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等があるときは、買付の申込みが中止され、また既に行われた

買付の申込みの受付が取消されることがあります。

- (7) 取得された外貨建 MMF の所有権ならびにその元本または果実に対する請求権は、当該取得日からお客さまに帰属するものとします。

第6条 (保 管)

- (1) この契約によって買付けられた外貨建 MMF は、同一種類の外国投資信託の受益証券と混合して保管します。
- (2) 当社は、この契約による外貨建 MMF は外貨建 MMF の保管受託銀行において当社名義で保管します。ただし、当社名義で保管することにかえて、当社名義で他の金融機関等に再委託することがあります。
- (3) 上記(1)、(2)の規定により混合して保管する外貨建 MMF については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。
- ① 寄託された外貨建 MMF の額に応じて共有権を取得すること
 - ② 新たに外貨建 MMF を寄託するときまたは寄託された外貨建 MMF を返還するとき、その外貨建 MMF の寄託または返還については、外貨建 MMF を寄託している他のお客さまと協議を要しないこと

第7条 (果実等の再投資)

当該累積投資にかかる外貨建 MMF の果実等は、お客さまに代わって当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後、これを当該累積投資口に入力してお預りし、第5条に準じた取得を行います。

第8条 (返 還)

- (1) お客さまは、外貨建 MMF または果実の返還を当社に請求することができます。この場合、当該請求にかかる外貨建 MMF については、返還の請求が取引日の当社が定める時間までに行われ、かつ当社所定の事務処理が完了した場合は当日を、当社が定める時間を過ぎて行われた場合は翌取引日を返還請求日として、当該返還請求日の1口当たりの純資産価格をもってこれを換金し、その翌取引日に円貨相当額または外貨の金銭をお支払することにより返還します。なお、果実の返還は、所定の国内源泉税を控除後、上記に準じてお支払いします。
- (2) 上記(1)の請求は、外貨建 MMF については1口単位とし、受取通貨を明示して、所定の手続によりこれを行うものとします。

第9条 (解 約)

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。
- ① お客さまから解約の申出があったとき
 - ② 当社が外貨建 MMF に関する累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - ③ 外貨建 MMF が償還されたとき
 - ④ やむを得ない事情により、当社が解約を申出たとき
- (2) この契約が解約されたときは、当社は、遅滞なく保管中の外貨建 MMF および果実を第8条に準じてお客さまに返還します。

第10条 (取引および残高の通知)

当社は、第5条および第7条に基づく取引の明細については、3ヵ月に1回以上、期間中の買付明細、取得合計口数等を記載した書面(以下「取引残高報告書」といいます。)により通知します。ただし、申込者から特に申出があった場合は、買付の都度通知します。なお、取引残高報告書には、当該期間中の売却明細についても記載するものとします。

第11条 (総合取引約款等の適用)

この約款に定めがないときには、当該投資信託の「目論見書」「外国証券取引口座約款」「総合取引約款」等によるものとします。

第 15 章 オンラインサービス約款

第1節 総則

第1条 (約款の趣旨)

- (1) この約款は、お客さまと当社との「総合取引約款」に基づく総合取引のうち、第2条(2)に定めるオンライントレード、第2条(3)①から③に定める情報提供サービス(照会機能)および第2条(4)に定める電子交付サービスをお客さまが利用される場合のお客さまと当社の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
- (2) この約款に定めのない事項については、総合取引約款および当社の他の約款の定めに従うものとします。なお、総合取引約款および当社の他の約款とこの約款の定めが異なる場合は、この約款の定めに従うものとします。

第2条 (オンラインサービスの内容)

- (1) オンラインサービス(以下、「本サービス」といいます。)とは、オンライントレード、情報提供サービス(照会機能)および電子交付サービスの総称です。
- (2) オンライントレードとは、インターネット技術等を利用したコンピュータおよびモバイル端末等による取引をいいます。
- (3) 情報提供サービス(照会機能)とは、次の①から③に掲げるサービスのことをいいます。

す。

- ① 残高照会サービス
 - ② 取引履歴照会サービス
 - ③ その他当社が別途提供するサービス
- (4) 電子交付サービスとは、当社からお客さまへの交付が法的に義務付けられている取引報告書、目論見書や特定口座年間取引報告書等を書面郵送に代えてインターネットを通じて交付するサービスです。
- (5) 当社は、本サービスの内容を、事前に当社ホームページ等へ掲載等することにより変更することができるものとします。ただし、緊急を要する場合またはお客さまの権利義務に与える影響が軽微であると当社が判断した場合には事前の掲載等を行わない場合があります。

第2節 本サービスの利用

第3条 (本サービスの利用手続き)

- (1) 総合取引約款に基づき当社と総合取引を行うお客さまは、当社所定の申込書に必要事項を記入し、署名・押印のうえ申込み、当社が承諾した場合に申込みの区分に応じて本サービスを利用することができます。
- (2) 上記(1)の定めにかかわらず、お客さまが次の①から③に該当する場合は、本サービスの全部または一部を利用することはできないものとします。
 - ① 成人に達していない方
 - ② 日本国内の居住者でない方
 - ③ 法人のお客さま
- (3) お客さまは、第4条(2)の初回認証時には、随時連絡が取れるお客さまご自身の電子メールアドレス（ただし、アドレスの種類によっては利用できない場合があります。）を当社所定の方法で登録していただきます。
- (4) 本サービスは、当社が上記(1)の申込みを受付け、所定の手続きを完了し、お客さまが上記(3)の登録を完了した時以降に利用することができます。
- (5) 当社は、上記(4)の手続き等が完了した時点をもって、お客さまが次の①から④に掲げる事項を十分に理解し、お客さまご自身の判断と責任において本サービスの利用に同意したものとみなします。
 - ① 本サービスを利用するためには、利用に適した端末機器、インターネット接続環境およびソフトウェアの種類や設定等における同サービス利用の推奨環境が必要であり、これらの準備はお客さまの負担と責任において行うこと。
 - ② オンライントレード（お取引店を通じての取引を除きます。以下同じ。）は、取引の種類に応じて端末機器および通信回線等を通じて行うものであり、お客さまならびに当社および当社の委託先の端末機器の不具合、コンピュータシステムまたは通信回線の障害等の場合には、お客さまの注文の発注、変更および取消が行えないこと、あるいは本サービスの全部または一部が利用できない場合があること。
 - ③ オンライントレードは、それぞれの取引に応じて当社が定める手段に従って行うものとし、他の手段を用いての注文の発注、変更および取消は一切できないこと。
 - ④ オンライントレードに利用する端末機器およびソフトウェア等の仕様・性能、通信回線の速度または端末機器、ソフトウェアおよび通信回線の障害やインストールされているソフトウェアの設定に起因した時間差等に伴い、お客さまの希望する時点での注文の発注、取消または変更ができない場合があること。

第4条 (パスワード等の取扱い)

- (1) 当社は、第3条(1)の手続きが完了した場合は、ログインIDおよびログイン（仮）パスワードならびに取引（仮）パスワードをお客さまのお届出住所宛てに郵便物で通知します。
- (2) ログイン（仮）パスワードおよび取引（仮）パスワードは、初回認証を行う際に変更していただきます。また、ログインパスワードおよび取引パスワードは、当社所定の方法により、お客さまご自身で変更いただくことができます。
- (3) ログインIDおよびログインパスワードならびに取引パスワード（（仮）パスワードおよびその後に変更されたパスワードを含みます。また、ワンタイムパスワードをご利用のお客さまは、ワンタイムパスワードを含みます。以下、「パスワード等」といいます。）は、お客さまご自身の責任において厳重に管理し、これらの使用はお客さまご本人のみとし、共同の利用および第三者への貸与または譲渡をすることはできません。
- (4) 本サービスに関して、パスワード等が当社のシステムに登録されているものと一致した場合には、当社は確認の義務を負うことなくお客さまご本人によるログインとみなして、オンライントレードにおける取引注文を受付け、情報提供サービス（照会機能）および電子交付サービスを提供します。
- (5) お客さまは、パスワード等を失念または紛失された場合は、当社所定の手続きに従い再発行手続きを行うことができます。

第5条 (利用時間)

- (1) お客さまが本サービスを利用できる時間は、当社が定める時間とします。
- (2) システム等の障害、補修等によって、当社は予告なく本サービスの全部または一部の提供を一時停止または中止することがあります。

第6条 (取引手数料等)

- (1) お客さまは、オンライントレードにより取引注文が成立した場合、当社所定の取引手数料、必要費用および公租公課等の諸費用等（以下、「取引手数料等」といいます。）を当社所定の方法によりお支払いいただきます。
- (2) お客さまは、本サービスの利用に関し、当社所定の利用料等をお支払いいただくことがあります。
- (3) 当社は、必要な場合には事前にお客さまに通知することによって、上記(1)および(2)の取引手数料等および利用料等の変更を行うことができます。

第3節 オンライントレード

第7条 (取扱い商品等)

- (1) お客さまがオンライントレードにより取引注文を行うことができる商品および取引の種類等は、当社が定めるものとします。
- (2) お客さまがオンライントレードにより取引注文を行うことができる銘柄は、当社が選定した銘柄とします。ただし、これらの銘柄であっても、金融商品取引所が売買規制をしている銘柄および当社が自主的に売買を規制している銘柄は、取扱いを制限させていただきます場合があります。

第8条 (数量の範囲)

- (1) お客さまがオンライントレードにより当社に売付の取引注文を行うことができる数量は、当社がお客さまからお預りまたは管理している有価証券の数量の範囲内とします。
- (2) お客さまがオンライントレードにより当社に買付の取引注文を行うことができる金額の範囲は、当社が定める金額（以下、「買付余力」といいます。）の範囲内とし、この金額の計算は当社の定める方法によって行います。
- (3) 上記(1)および(2)の定めにかかわらず、当社は当社の判断でお客さまからの売付または買付の数量あるいは金額を制限する場合があります。

第9条 (取引注文の有効期間)

お客さまがオンライントレードを利用して発注した取引注文の有効期間は、当社が定める範囲内とします。

第10条 (取引注文の受付)

お客さまがオンライントレードにより取引注文を発注する場合、お客さまが取引注文を確認入力し、その内容を当社が受信した時点をもって、取引注文の受付とします。

第11条 (取引注文の取消または変更)

- (1) お客さまがオンライントレードを利用し当社が受付けた取引注文は、当社が定める時間内に限り、当社所定の方法により取消または変更することができます。
- (2) お客さまが取引注文の取消または変更の手続きを行った場合であっても、指示が間に合わず取引注文が成立する場合がありますので、お客さまは、取消または変更の手続きを行ったときには、取引注文が取消または変更されたことを、オンライントレード上の確認画面またはお取引店にて必ず確認していただくものとします。
- (3) 取引注文が成立した後は、お客さまは、取消または変更することはできません。

第12条 (執行)

- (1) お客さまがオンライントレードを利用して行った取引注文は、この約款および当社の他の約款のほか金商法その他の関連法令ならびに日本証券業協会および金融商品取引所その他の団体が定めた規則等（以下、「法令等」といいます。）に従い、お客さまが注文を行ったとき以降、最初に取引が可能となるとときに執行します。
- (2) 当社は、取引注文が次の①から⑤に掲げる事項のいずれかに該当する場合、お客さまに通知することなく、その取引注文の執行を停止します。
 - ① 取引注文を受付後、執行するまでに当該注文が、第7条(2)ただし書に該当する、または第8条に反する懸念があると当社が認めた場合
 - ② お客さまの取引注文を執行することにより、取引状況が差金決済取引となる場合
 - ③ お客さまの指値が金融商品取引所の値幅制限を超える場合
 - ④ お客さまの取引注文内容が、公正な価格形成を阻害するものであると当社が判断する場合
 - ⑤ その他、取引の健全性等に照らし、不適当と当社が判断する場合

第13条 (注文の照会)

お客さまは、オンライントレードのサービス時間内において、本サービスを利用して発注した取引注文の内容および約定内容を照会することができます。

第14条 (取引内容の確認)

オンライントレードの利用にかかる注文内容等について、お客さまと当社の間で疑義が生

じたときは、お客さまがオンライントレード利用時に入力されたデータの記録内容をもって処理します。

第4節 情報提供サービス（照会機能）

第15条（情報提供の種類・内容）

情報提供サービス（照会機能）の情報の種類および内容は、当社が定めるものとします。

第16条（情報利用の制限）

- (1) お客さまは、本サービスにより受ける情報を、お客さまの行う証券投資の資料としてのみ使用するものとし、本サービスにより受ける情報を営業に利用すること、ならびに第三者へ提供する目的で情報を加工および再利用することを行わないものとします。
- (2) 上記(1)の定め反すると当社または金融商品取引所その他の公的機関が判断した場合、当社は本サービスを中止します。なお、本サービスの中止によりお客さまに費用または損害等が発生した場合、当該費用または損害等はすべてお客さまの負担とし、お客さまは、当社または金融商品取引所等に対し当該請求は行なわないものとします。

第17条（利用期間）

情報提供サービス（照会機能）の利用期間は、当社が定める範囲内とします。

第5節 電子交付サービス

第18条（対象書面）

当社が電子交付により提供する書面は、法令等において規定されている電子交付等が認められている書面のうち、次の①から⑥に掲げる書面（以下、「対象書面」といいます。）とします。

- ① 取引報告書
- ② 取引残高報告書
- ③ 目論見書等（個別銘柄ごとになります。）
- ④ 特定口座年間取引報告書
- ⑤ 上場株式等支払通知書
- ⑥ その他上記①から⑤に準ずる書面または当社が電子交付により提供することを定め たもの

第19条（電子交付方法）

(1) 当社は、紙媒体による対象書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により、当該書面に記載すべき事項（以下、「記載事項」といいます。）をお客さまへ提供するものとします。ただし、交付方法は対象書面ごとに当社が定める方法とします。

- ① 当社の使用にかかる電子計算機に備えられたお客さまファイルに記録された記載事項を、電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法
- ② 当社の使用にかかる電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供し、お客さまの使用にかかる電子計算機に備えられたお客さまファイルに当該記載事項を記録する方法

(2) 電子交付サービスにおいて、書面の記載事項を記録する閲覧ファイルは、PDF ファイルおよび当社が指定するファイル形式（以下、対象書面の記載事項を記録したファイルを「電子書面」といいます。）とします。

(3) 電子交付等を受けるためには、当社が推奨するバージョン以上の Adobe Reader 等の PDF ファイル閲覧用ソフト、および推奨するバージョン以上のブラウザソフトが必要とします。これらの準備はお客さまの負担と責任において行っていただきます。

第20条（申込み）

(1) 電子交付サービスの申込みは、お客さまが当社の定める方法で申し込むものとし、当社は、当該申込みを確認できたものに限って、電子交付サービスの提供を行うものとします。

(2) 当社は上記(1)の申込みの確認をもって、お客さまが次の①から⑥に掲げる事項を十分に理解し、お客さまご自身の判断と責任において電子交付サービスの利用に同意したものとみなします。

- ① インターネットを利用し、本サービスの認証画面に接続することができること
- ② いかなる理由によっても、当社はお客さまに代わって対象書面を印刷してお客さまへの配布は行わないこと
- ③ 電子交付した対象書面（作成基準日が到来し電子交付することが確定している書面を含みます。）について、紙媒体での再交付は行われなないこと
- ④ 紙媒体により交付した書面（電子交付サービス利用開始前に作成基準日が到来し紙媒体で交付することが確定している書面を含みます。）について、電子書面での再交付は行われなないこと
- ⑤ 当社から電子交付を受けた対象書面の内容を速やかに確認すること
- ⑥ 当社が電子交付サービスに関し使用するコンピュータに必要なとされるソフトウェア等に変更等が生じた旨の通知に対する確認を行い、該当するソフトウェア等が備わ

っていない場合は、当社に連絡し、電子交付サービスを解約すること

第21条（電子交付サービスにおける取扱い）

- (1) 当社は、電子情報処理組織を通じて書面に記載すべき事項（以下、「当該記載事項」といいます。）を閲覧ファイルに記録する旨または記録した旨の通知を行うものとします。ただし、お客さまが当該記載事項を既に関連していた場合等は、この通知を行わない場合があります。
- (2) お客さまは、電子交付サービスの提供開始以前に書面による交付等を受けた対象書面および電子交付サービスの解約後に書面による交付等を受ける対象書面について、電子交付を受けることはできないものとします。
- (3) 当社は、法令等の改正等何らかの理由が生じ、または当社が必要と判断したときには、対象書面の電子交付を中止等し、既に電子交付した対象書面を含め、対象書面を紙媒体により交付等することがあります。

第22条（申込みの撤回等）

- (1) 当社は、第20条の規定による申込みを行ったお客さまから、当社所定の方法により電子交付サービスの解約等の申出があった場合、電子交付サービスを提供しないものとします。この場合、お客さまは、電子交付サービスの提供を受けることはできないものとします。ただし、当該お客さまが再び第20条による申込みを行った場合は、この限りではありません。
- (2) お客さまから、当社所定の方法によりオンライントレードまたは情報提供サービス（照会機能）の解約の申出があった場合、電子交付サービスについても解約の申出があったものとして取扱います。

第23条（閲覧の停止）

当社は、次に掲げる場合には、電子書面の閲覧を停止することができるものとします。

- ① 電子書面の記載事項を紙媒体により交付した場合
- ② お客さまの承諾を得て、他の電磁的方法（電子交付サービスで定める電子交付の方法以外のものを含みます。）により交付する場合（パソコン等のお客さまの電子計算機に記録される場合またはこれに準ずる場合に限ります。）
- ③ お客さまが、当社が定める方法により電子書面の消去の申出をし、かつ当社がこれを承諾した場合

第24条（対象書面の変更）

当社が対象書面を変更する場合は、事前に当社ホームページへの掲示またはその他当社が定める方法により公表するものとし、これによりお客さまから電子交付を行うことの承諾を受けたものとして取り扱います。

第6節 雑則

第25条（注意事項）

- (1) 当社は、法令等の改正等何らかの理由が生じ、または当社が合理的理由により必要と判断したときには、本サービスの全部または一部を中止等し、電子交付サービスについては、すでに電子交付した対象書面を含め、対象書面を紙媒体により交付等を行うことがあります。
- (2) 当社は、お客さまによる本サービスの利用にかかわらず、お客さまが使用する通信回線、通信機器およびコンピュータシステム機器の故障もしくは障害に関する問い合わせまたはお客さまが使用するソフトウェア（本サービスの利用にかかるインターネットブラウザを除きます。）の設定に関する問い合わせについては、承っておりません。

第26条（免責事項）

当社および金融商品取引所等は、次の①から⑤に掲げる事項により生じるお客さまの損害については、その責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大な過失によりお客さまに生じた直接の損害についてはこの限りではありません。

- ① オンライントレードの利用に関し、次に掲げる取引により生じた損害
 - イ お客さまが入力したパスワード等と当社が記録しているパスワード等の一致を当社が確認した取引
 - ロ 第三者がパスワード等を不正に使用して行った取引
- ② 端末機器、通信回線、ソフトウェア等およびこれらを通じた情報伝達システム等の障害もしくは瑕疵、ならびに第三者による妨害、侵入、情報改ざん等による、いわゆるシステム障害により、本サービスの提供ができなくなったことにより発生した損害
- ③ オンライントレードによる発注が制限され、お取引店を通じて発注を行い、この発注制限および発注方法の変更によりお客さまに生じた損害
- ④ 第10条に定める注文の受付時点の後、遅滞なく当該注文を執行したにもかかわらず、当該時間中における市場価格の変動等により生じた損害
- ⑤ 取引注文が第12条(2)①から⑤に掲げる事項のいずれかに該当し、その執行を行わないことにより発生したお客さまの損害

- ⑥ 本サービスで提供する内容につき、誤謬、欠陥があったことにより生じた損害
- ⑦ 何らかの事由により電子交付サービスの全部または一部が不能となり、その電子交付に代えて紙媒体で交付することにより生じた損害
- ⑧ 各種事務手続上かかる時間により、本サービスの利用が制約され、これによりお客さまに生じた損害
- ⑨ 第 27 条の当社への届出に際し、お客さまが当社に対して所定の届出をする前に生じた損害
- ⑩ 当社が故意または過失なく本サービスを停止もしくは中止または廃止をしたことにより発生したお客さまの損害
- ⑪ その他当社の責に帰すことができない事由により発生した損害

第27条 (届出事項の変更)

- (1) お客さまが当社に届出た氏名、住所、電子メールアドレスその他の事項に変更があったときは、当社所定の手続きにより、遅滞なくその旨を当社に届け出ていただくものとします。
- (2) 通信の傍受、盗聴、窃盗、詐欺その他の事由により、第三者がお客さまのパスワード等を取得したと懸念される場合、すみやかにその旨を当社に届け出ていただくものとします。この場合、お客さまには、当社の案内に従って所定の手続きを行っていただきます。

第28条 (本サービスの停止)

- (1) 当社は、次の①から⑤に掲げるいずれかに該当する場合は、お客さまに通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止します。
 - ① お客さまが当社所定の手続きにより本サービスの利用停止を申出たとき
 - ② お客さまの総合取引口座が解約されたとき
 - ③ お客さまが法令等に違反し、本サービスを提供することが不適當であると当社が判断したとき
 - ④ 第 27 条(2)の届出のあったとき
 - ⑤ その他、当社がお客さまに対して本サービスを提供することが不適當であると判断したとき
- (2) 当社が必要と認める場合、当社所定の手続きにより上記(1)の本サービスの全部または一部の提供の再開をすることができます。
- (3) 当社が必要と認める場合、上記(1)により本サービスの全部または一部の提供を停止している期間であっても、お客さまに第 6 条の取引手数料等および利用料等を負担していただく場合があります。

第 16 章 投資一任取引約款

第1条 (約款の趣旨)

- (1) この約款は、お客さまが当社に開設した投資一任取引口座にかかる権利義務を明確にすることを目的とするものです。
- (2) 「第 1 章総合取引約款」、「第 2 章保護預り約款」、「第 3 章振替決済口座管理約款」、「第 4 章特定口座にかかる上場株式等保管委託約款」、「第 5 章特定口座にかかる上場株式配当等受領委任に関する約款」、「第 8 章累積投資取引約款」および「第 10 章 MRF 自動スweep取扱約款」の各章に定める事項は、投資一任取引の場合に準用します。

第2条 (投資一任契約の締結の代理)

当社はウエルス・スクエアとの契約に基づき、ウエルス・スクエアの代理人としてお客さまと投資一任契約の締結の代理をいたします。なお、当社は投資一任取引を行いません。

第3条 (投資一任契約の申込み)

お客さまは当社を通じて、ウエルス・スクエアとの投資一任契約の締結の申込みを行います。

第4条 (投資一任取引口座の開設)

- (1) 投資一任契約が締結されると投資一任取引口座が開設されます。
- (2) ウエルス・スクエアはお客さまと締結した投資一任契約に基づき、投資一任取引口座において投資一任取引を行います。

第5条 (投資一任取引口座の減額および解約)

- (1) 投資一任契約が減額または解約された場合には、投資一任取引口座における資産の一部または全額を返還します。
- (2) お客さまとの投資一任契約が解約された場合には、投資一任取引口座も解約されます。

